

# 鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン

平成24年度計画書

鹿沼市

平成24年4月

目 次

	-----	1
第1章	人権施策事業の集計表 -----	3
第2章	人権の施策の方向を実現する事業	
	1 女性 -----	7
	2 子ども -----	13
平成24年度計画書		
	3 高齢者 -----	16
	4 障害のある人 -----	17
	5 同和問題 -----	20
	6 外国人 -----	24
	7 HIV感染者・ハンセン病患者 -----	26
	8 インターネット等による人権侵害 -----	27
	9 その他の人権問題	
	①アイヌの人々 -----	28
	②犯罪被害者等 -----	28
	③刑を終えて出所した人 -----	29
	④ホームレス -----	29
	⑤性同一性障害 -----	29
第3章	人権教育・人権啓発の推進のための事業	
	1 多様な機会の提供	
	①就学前 -----	30
	②学校等 -----	31
	③家庭 -----	32
	④地域社会 -----	35
	⑤企業・職場 -----	36
	2 特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進	
	①市職員 -----	37
	②教職員・社会教育関係者 -----	37
	③医療・保健・福祉関係者 -----	38
	④消防職員 -----	38
	⑤マスメディア関係者 -----	39
第4章	相談・支援体制の充実のための事業	
	1 女性に関する相談・支援体制 -----	39
	2 子どもに関する相談・支援体制 -----	40
	3 高齢者等に関する相談・支援体制 -----	41
	4 同和問題に関する相談・支援体制 -----	42
	5 外国人やHIV感染者等に関する相談・支援体制 -----	43

## 鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン

### 1 実施プランの位置付け

人権啓発推進総合計画（以下「計画」といいます。）は平成21年度から30年度を対象とした期間を想定して策定されました。

人権啓発推進総合計画実施プラン（以下「実施プラン」といいます。）は、この計画を具体的に実施することを目的として前期の平成22年度から25年度の4カ年を対象に策定しています。

### 2 実施プランの目的

実施プランは、計画において示された「施策の方向」毎に、市が実施している全ての事業のうち、その「施策の方向」を実現する事業を網羅し、人権施策の全体系を明らかにし、管理することを目的とします。

### 3 事業評価との関連

市が実施している事業評価をもとに、人権の施策に貢献する事業を特定しました。

また、事業評価と連動することにより人権施策の進捗を管理するとともに、事務の効率化を図れる仕組みとしました。

### 4 重点事業

計画で整理された施策の方向と、実施されている事業の関連が明らかになったことを受け、特に厚く実施されている人権施策を重点施策としました。

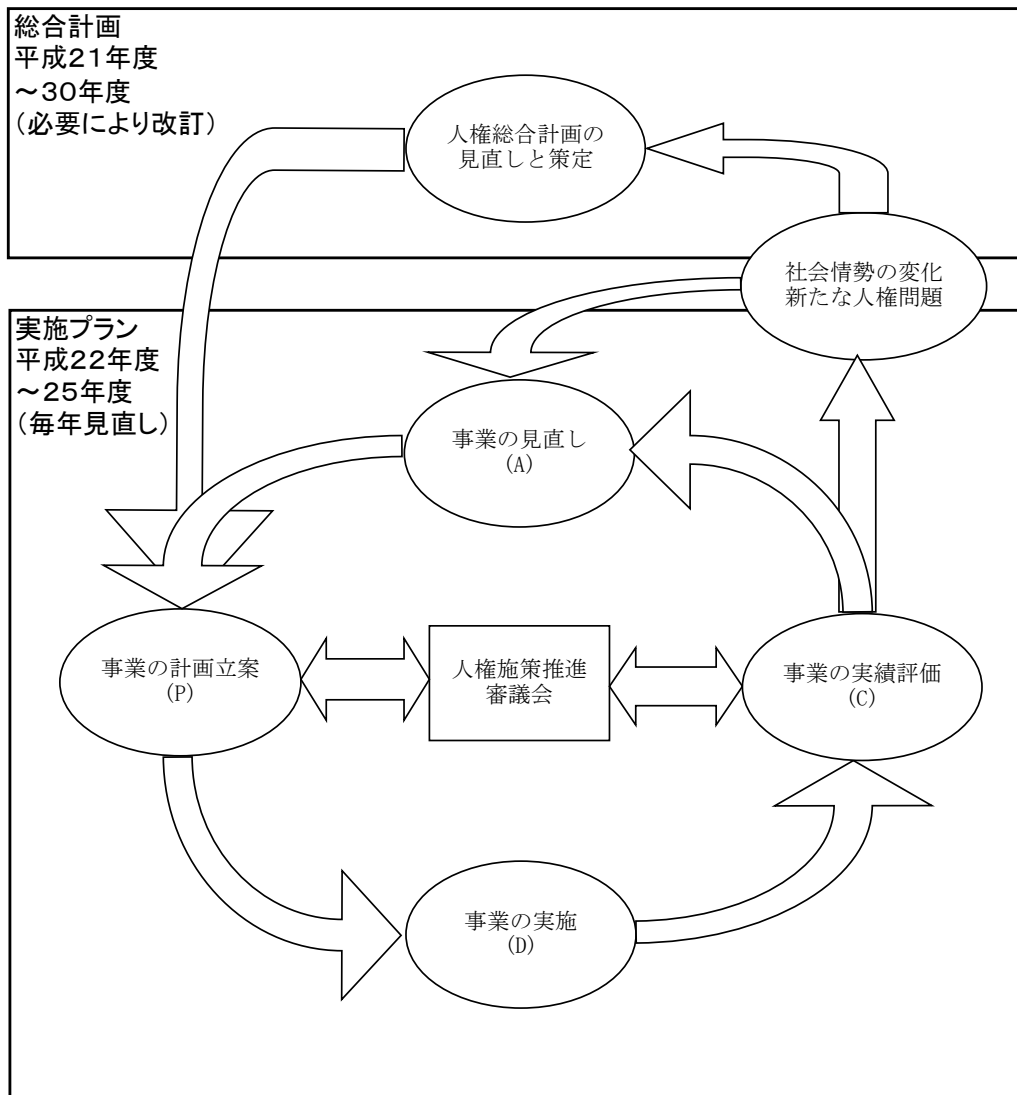
この実施プランにおいて、計画に掲げた「女性」、「同和問題」、「障害のある人」を重点事業として取り組みます。

### 5 事業管理の仕組み

この実施プランに基いて、各課が実施する事業は、事業評価の「立案（P）」「実行（D）」「評価（C）」「見直し（A）」のサイクルを回すことにより推進し改善を図れる仕組みとしました。

また、人権施策推進審議会等により市民の意見や要望を取り入れ、より市民ニーズに応えられる仕組みとしました。

実施プランの仕組み図



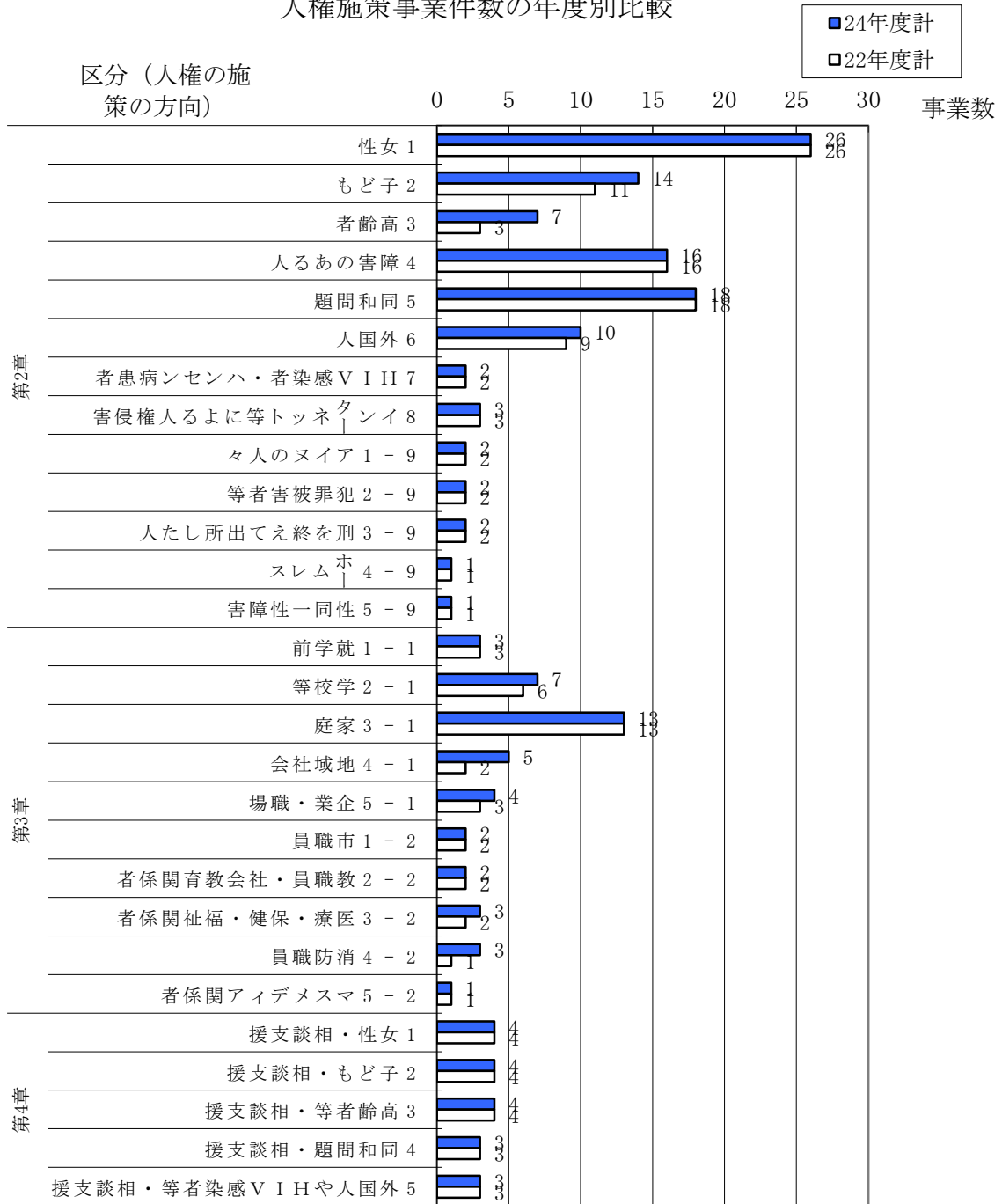
第1章 人権施策事業の集計表（平成24年度）

章	区分	総務課	企画課	人事課	市民活動支援課	人権推進課	厚生課	子ども支援課	障害福祉課	高齢福祉課	介護保険課	健康課	産業振興課	道路維持課	建築課	消防総務課	救急管理課	学校教育課	生涯学習課	自然体験交流センター	24年度計	22年度計	
第2章	1 女性					21							4						1			26	26
	2 子ども					2		6											2	2	2	14	11
	3 高齢者				1	1				2	1				1	1						7	3
	4 障害のある人				1					11				1					3			16	16
	5 同和問題					7	5	1						1					1	3		18	18
	6 外国人		6			1								1					2			10	9
	7 HIV感染者・ハンセン病患者					2																2	2
	8 インターネット等による人権侵害					3																3	3
	9-1 アイヌの人々					1														1		2	2
	9-2 犯罪被害者等					2																2	2
	9-3 刑を終えて出所した人					1	1															2	2
	9-4 ホームレス					1																1	1
9-5 性同一性障害					1																1	1	
第3章	1-1 就学前							3														3	3
	1-2 学校等	1				2													4			7	6
	1-3 家庭					5		1	2	2	1								2			13	13
	1-4 地域社会					2													1	2		5	2
	1-5 企業・職場												4									4	3
	2-1 市職員	1		1																		2	2
	2-2 教職員・社会教育関係者																		1	1		2	2
	2-3 医療・保健・福祉関係者			1		1	1															3	2
2-4 消防職員			1													1	1				3	1	
2-5 マスメディア関係者					1																1	1	
第4章	1 女性・相談支援					3		1														4	4
	2 子ども・相談支援					2		1											1			4	4
	3 高齢者等・相談支援					2			1	1												4	4
	4 同和問題・相談支援					2	1															3	3
	5 外国人やHIV感染者等・相談支援		1			2																3	3
計	23-24年度	2	7	3	2	65	8	13	14	5	1	1	11	1	1	1	1	15	12	2	165	149	

(参考) 人権施策事業の集計表 (平成22年度)

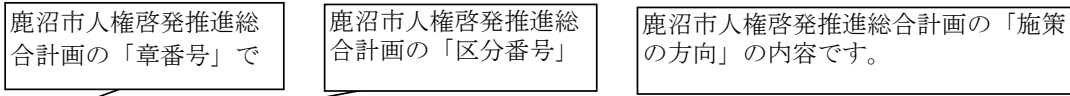
章	区分	総務課	企画課	人事課	市民活動支援課	人権推進課	厚生課	子ども支援課	障害福祉課	高齢福祉課	介護保険課	健康課	商工課	道路維持課	建築課	消防総務課	救急管理課	学校教育課	生涯学習課	自然体験交流センター	22年度計		23,24年度計
第2章	1 女性					21							4						1		26	26	
	2 子ども					3		6											1	1	11	14	
	3 高齢者				1	1					1										3	7	
	4 障害のある人				1	1			11				1						2		16	16	
	5 同和問題					7	5	1					1						1	3	18	18	
	6 外国人		6			1													2		9	10	
	7 HIV感染者・ハンセン病患者					2															2	2	
	8 インターネット等による人権侵害					3															3	3	
	9-1 アイヌの人々					1														1	2	2	
	9-2 犯罪被害者等					2															2	2	
	9-3 刑を終えて出所した人					1	1														2	2	
9-4 ホームレス					1															1	1		
9-5 性同一性障害					1															1	1		
第3章	1-1 就学前							3													3	3	
	1-2 学校等					2													4		6	7	
	1-3 家庭					5		1	2	2	1								2		13	13	
	1-4 地域社会					1													1		2	5	
	1-5 企業・職場												3								3	4	
	2-1 市職員			1		1															2	2	
	2-2 教職員・社会教育関係者																		1	1	2	2	
	2-3 医療・保健・福祉関係者					1	1														2	3	
	2-4 消防職員					1															1	3	
	2-5 マスメディア関係者					1															1	1	
第4章	1 女性・相談支援					3		1													4	4	
	2 子ども・相談支援					2		1											1		4	4	
	3 高齢者等・相談支援					2			1	1											4	4	
	4 同和問題・相談支援					2	1														3	3	
	5 外国人やHIV感染者等・相談支援		1			2															3	3	
計	22年度	0	7	1	2	68	8	13	14	3	1	1	9	0	0	0	0	0	13	9	0	149	165

### 人権施策事業件数の年度別比較



実施プランで管理される事業表の見方

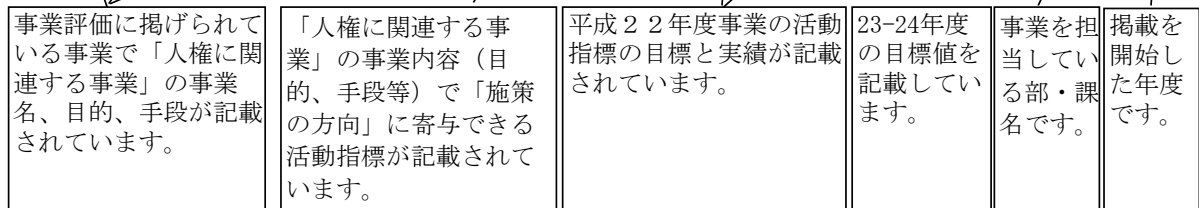
「施策の方向」を実現する全ての市の事業を、その取り組み状況を把握するとともに、各事業の連携強化と適切な進行管理を行うために統一された様式の表で構成されています。  
以下にこの事業表の見方を説明しています。



第2章1 女性

① 学校、家庭、職場、地域社会等のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担を見直し、男女平等の意識の醸成が図れるよう教育、啓発に努めます。

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標目標	部	課	掲載年度
雇用環境の充実（企業内子育て環境のアップ事業）	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、様々な支援を行うことにより、雇用環境、職場環境の整備・充実を促進し、安心して子供を生み育てられる地域社会の実現をめざす。	・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知。 ・条件を満たした企業を子育て応援企業に認定し、広くPRする。 ・子育て環境アップの支援策を実施した企業への補助を行う。	・制度による企業支援 ・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知	認定企業数5社（単年度） 補助件数7件	認定企業数5社 補助件数2件	認定企業数5社 補助件数1件	経済部	商工課	H22
男女平等意識の定着	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	男女共同参画情報紙「かれんと」の発行  啓発誌「いちごの香り」の発行	年2回発行 9月・3月  年1回発行	平成22年9月25日号・平成23年3月25日号  平成23年3月末発行	年2回発効 H23/9/26号 H24/3/26号  年1回 H24/3/26号	市民部	人権推進課	H22





事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第2章 1 女性

施策の方向 ① 学校、家庭、職場、地域社会等のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担を見直し、男女平等の意識の醸成が図れるよう教育、啓発に努めます。

雇用環境の充実（企業内子育て環境のアップ事業）	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、様々な支援を行うことにより、雇用環境、職場環境の整備・充実を促進し、安心して子供を生み育てられる地域社会の実現をめざす。	・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知。 ・条件を満たした企業を子育て応援企業に認定し、広くPRする。 ・子育て環境アップの支援策を実施した企業への補助を行う。	・制度による企業支援 ・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知	認定企業数5社（単年度） 補助件数7件	認定企業数5社 補助件数2件	認定企業数5社 補助件数1件	経済部	産業振興課	H22
人権を尊重する意識の定着	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	地域セッションの開催	地域委セッション参加者数200人 DV防止啓発活動1回	地域委セッション参加者数190人 DV防止啓発活動1回	地域委セッション参加者数40人 DV防止啓発活動1回	市民部	人権推進課	H22
人権問題の学習	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	講演会参加者満足度70%	講演会参加者満足度85.5%	講演会参加者満足度70%以上	市民部	人権推進課	H22
男女平等意識の定着	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する。 ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	・男女共同参画推進指導員の配置 ・セミナー開催回数及び参加人数、満足度 ・審議会の開催	・1名配置 ・開催回数 年6回 参加者各回60名以上 満足度85%以上 ・審議会 年1回	・1名配置 ・年6回開催 参加者第1回85名 第2回70名 第3回102名 第4回58名 第5回69名 第6回40名 満足度各回85%以上 ・審議会 1回開催	・1名配置 ・開催回数 年6回 参加者各回60名以上 満足度85%以上 ・審議会 年1回	市民部	人権推進課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ② 「男らしさ・女らしさ」といった社会的、文化的に作られた性差意識にとらわれない男女平等の理念のもと、お互いを尊重する社会の確立に努めます。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	地域セッションの開催	地域委セッション参加者数200人 DV防止啓発活動1回	地域委セッション参加者数190人 DV防止啓発活動1回	地域委セッション参加者数40人 DV防止啓発活動1回	市民部	人権推進課	H22
男女平等意識の定着【再掲】	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	男女共同参画情報紙「かれんと」の発行  啓発誌「いちごの香り」の発行	年2回発行 9月・3月  年1回発行	平成22年9月25日号・平成23年3月25日号  平成23年3月末発行	年2回発効 H23/9/26号 H24/3/26号  年1回 H24/3/26号	市民部	人権推進課	H22

施策の方向 ③ 女性の声を政策・方針決定の場や社会活動に積極的に反映させるために、女性の人材育成と各種審議会等への登用を促進します。

男女共同参画の促進	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する。 ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	・女性リーダー育成研修会への参加 ・次世代リーダー育成研修会への参加	・女性リーダー育成研修会2名以上 ・次世代リーダー育成研修会への参加1名以上 ・女性委員の割合30%	とちぎ政策塾修了者1名 海外研修1名 女性委員の割合28%	・女性リーダー育成研修会2名以上 ・次世代リーダー育成研修会への参加1名以上 ・女性委員の割合30%	市民部	人権推進課	H22
-----------	--	--	---------------------------------------	--	-------------------------------------	--	-----	-------	-----

施策の方向 ④ 男女ともに健康で働きやすい労働環境づくりを促進します。また、関係機関と連携を図りながら、企業啓発を推進し、働く場における男女平等の実現に努めます。

勤労者福祉共済会の支援	(財)鹿沼市勤労者福祉共済会の運営を支援することにより、中小企業勤労者の福利厚生の実現を図る。	(財)鹿沼市勤労者福祉共済会に対する運営支援	・鹿沼市勤労者福祉共済会支援  ・(財)鹿沼市勤労者福祉共済会に対する運営支援	支援件数1件  会員事業所数600箇所 会員数2080人	支援件数1件  会員事業所数525箇所 会員数1495人	支援件数1件  会員事業所数530箇所 会員数1500人	経済部	産業振興課	H22
雇用環境の充実(企業内子育て環境のアップ事業)【再掲】	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、様々な支援を行うことにより、雇用環境、職場環境の整備・充実を促進し、安心して子育てを促される地域社会の実現をめざす。	・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知。 ・条件を満たした企業を子育て応援企業に認定し、広くPRする。 ・子育て環境アップの支援策を実施した企業への補助を行う。	・制度による企業支援  ・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知	認定企業数5社(単年度) 補助件数7件	認定企業数5社 補助件数2件	認定企業数5社 補助件数1件	経済部	産業振興課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
男女平等意識の定着【再掲】	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する。 ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	市内企業所への推進条例ダイジェスト版及び啓発チラシの配布	年1回	市内の従業員10人以上の企業(381社)に送付	年1回	市民部	人権推進課	H22
勤労者福利厚生支援事業	勤労者の福利厚生を支援することにより、従業員の勤労意欲の向上や親睦を深めることを目的とする。	栗野商工団体スポーツ連盟や鹿沼機械金属工業協同組合が行うスポーツ大会に対する補助。	・福利厚生事業支援 ・栗野商工団体スポーツ連盟や鹿沼機械金属工業協同組合が行うスポーツ大会に対する補助	補助支援団体数2社 福利厚生事業回数4回	補助団体数2社 福利厚生事業回数3回	補助団体数2社 福利厚生事業回数2回	経済部	産業振興課	H22

施策の方向 ⑤ 女性の人権を確立し、男女共同参画を推進していくために、あらゆる機会を捉え、女性の権利に関係する法律や「女子差別撤廃条約」の趣旨や理念及び内容の普及・啓発に努めます。

男女平等意識の定着【再掲】	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する。 ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	・セミナー開催回数及び参加人数、満足度	・開催回数 年6回 参加者各回60名以上 満足度85%以上	年6回開催参加者 第1回85名 第2回70名 第3回102名 第4回58名 第5回69名 第6回40名 満足度各回85%以上	・開催回数 年6回 ・参加者各回60名以上 満足度85%以上	市民部	人権推進課	H22
---------------	--	--	---------------------	--	---	---	-----	-------	-----

施策の方向 ⑥ 女性に対する暴力やセクハラを防止するため、企業等へ働きかけるなど、啓発活動に努めます。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	DV防止及びセクハラ防止のチラシ送付	年1回市内の企業に送付	平成22年7月1日付けで市内従業員10人以上の企業に送付	年1回市内の企業に送付	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	---	--------------------	-------------	------------------------------	-------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑦ 女性の身体的特性が尊重されるよう、母性保護に対する正しい知識と理解を深めるため、学習機会の提供に努めると共に、学校等における低学年からの性教育を通し、性の尊厳についての理解を深める教育の推進を図ります。

南部地区会館事業の推進	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題として捉え、地域・学校などあらゆる場において人権教育・人権啓発を展開する。	南部地区会館において人権教育指導者専門講座、人権学習総合講座、町別人権学習会、交流事業(女性の集い、生きがいの集い等)、ウエルフェア in かぬまを開催する。	・女性の集い参加者数	参加者15名以上	参加者16名	参加者15名以上	教育委員会	生涯学習課	H22
-------------	---	---	------------	----------	--------	----------	-------	-------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ⑧ DVが重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、それを許さない社会を実現するため、各種講演会の実施や広報紙、パンフレットなどを活用した啓発に努めます。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	出前講座の開催	随時	平成23年1月21日開催	随時	市民部	人権推進課	H22
人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	広報紙によるDV防止啓発	年1回	1回 平成3月25日号「かれんと」に記載	年1回	市民部	人権推進課	H22
人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発の実施	年1回	平成22年11月20日栗野秋まつり会場にて実施	年1回	市民部	人権推進課	H22
人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	マスコミ等を利用したDVの認識及び撲滅のための啓蒙啓発	随時	出前講座の実施 1回	随時	市民部	人権推進課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ⑨ DV被害者の自立支援に際し、既存の施策を被害者の状況に応じて活用できるよう、幅広く検討します。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	相談窓口の開設	土日祝祭日を除く毎日	相談件数1月末89件	土日祝祭日を除く毎日	市民部	人権推進課	H22
人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	DV相談のマニュアル整備	随時	随時整備	随時	市民部	人権推進課	H22

施策の方向 ⑩ DV被害に関する相談を担当する部局を明確にし、市民に広く周知することにより、DV被害の防止や早めの対応による被害の拡大防止を図ります。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	・女性相談員の設置 ・相談窓口の開設	土日祝祭日を除く毎日	・相談員1名 ・相談件数110件	土日祝祭日を除く毎日	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	--	-----------------------	------------	---------------------	------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑪ 市に配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ部局または、機関を設け、女性相談員の活用を図るなど、十分な人員を配置し、DVに関する相談から被害者の意思を尊重した自立支援まで一貫した対応ができるような組織体制の整備を図ります。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	・女性相談員の設置 ・相談窓口の開設	土日祝祭日を除く毎日	・相談員1名 ・相談件数110件	土日祝祭日を除く毎日	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	---	-----------------------	------------	---------------------	------------	-----	-------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ⑫ DV被害者に最も身近な配偶者暴力相談支援センターとして、女性相談員や関係機関との連携により、相談への対応や支援に関する情報の提供を行います。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	・女性相談員の設置 ・相談窓口の開設	土日祝祭日を除く毎日	・相談員1名 ・相談件数110件	土日祝祭日を除く毎日	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	--	-----------------------	------------	---------------------	------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑬ 緊急時に県の施設を利用することも含めた、一時的な避難場所を確保すること等により、DV被害者の安全を確保できるよう、関係機関との連携を図るとともに、一時保護等の後には被害者が地域で生活していく際に、自立に向け継続的な支援を行います。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	・県婦人相談所等との連携によるDV被害者の保護及び自立への継続的支援 ・県婦人相談所へつなぐまでの、保護一時施設の設置	随時	・保護2件 ・試験的に民間アパートを借入れ、保護一時施設を設置した(10月～3月まで) 保護0件	随時	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	---	--	----	--	----	-----	-------	-----

施策の方向 ⑭ 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努める必要があるため、それらのことを広く市民に対して広報、啓発に努めます。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	DVの発見による通報等の周知を市民に広報等で啓発する	随時	なし	随時	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	---	----------------------------	----	----	----	-----	-------	-----

施策の方向 ⑮ 鹿沼市民以外からの相談に対応できるよう、県の配偶者暴力相談支援センターや近隣の自治体とあらかじめ支援体制の検討をします。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	関係機関との連携	随時	随時連携して実施	随時	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	---	----------	----	----------	----	-----	-------	-----

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第2章 2 子ども

施策の方向 ① 「子どもの権利条約」の趣旨や理念や内容の普及啓発に努めます。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	講演会参加者満足度 70%	講演会参加者満足度 85.5%	講演会参加者満足度 70%以上	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	---	------------------	--------------------	--------------------	-----	-------	-----

施策の方向 ② 子ども一人ひとりの不安や悩みを解消し、個性を大切にするため、教師等の子どもを見る眼を養うことに努めます。

学校人権教育の推進	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。 人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権教育研修会の実施 人権教育指導資料集の活用	校内研修の実施 38校 資料活用 38校	校内現職教育の研修 38校 資料活用 38校	校内現職教育の研修 37校 資料活用 37校	教育委員会	学校教育課	H22
-----------	--	--	----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ③ いじめや暴力行為は、子どもの人権にかかわる重大な問題であることを認識し、研修を通じ教職員の資質の向上を図り、児童・生徒の指導体制を充実すると共に、学校、家庭、地域社会の連携を深め、体制強化を図ります。

いじめ問題対策事業	いじめ問題を早期に発見するとともに、それに対して適切な対応を行うために「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうる」という原則の下、本市におけるいじめ問題の解消に向けて、いじめの発生しにくい学級集団づくりを推進していく。	いじめ防止を目的とした、鹿沼市公立学校非常勤講師の配置。学級の状況を客観的に把握するQ-Uテスト実施の予算化。教育相談専門員の増員。 学級経営の充実を目的とした新たな研修会の実施	いじめ対応専門研修会参加人数	70	70	70	教育委員会	学校教育課	H23
自然生活体験学習の推進	家庭、地域、学校の連携により市内の児童生徒の自主性や協調性を育むとともに保護者、地域、学校が相互の関係を緊密にして信頼関係を築き児童生徒の生きる力を育むための活動を展開するため、自然生活体験学習事業の受入態勢を充実する。	事前準備として、担当職員が学校との打ち合わせを行い、活動プログラム作成への助言を行う。 計画的に学校の受入を行い、児童生徒に適切な指導を行う。 また、これらの事業実施のために、定期的に施設の修繕や備品の整備を実施する。	自然体験や宿泊をとおして自主性、協調性、創造性を育む	小学校27校 中学校10校 計37校受入	小学校27校 中学校10校 計37校受入	小学校26校 中学校10校 計36校受入	教育委員会	自然体験交流センター	H23

施策の方向 ④ 虐待などを早期に発見し子どもや保護者への指導、支援が出来るよう、学校の相談活動の充実と関係機関との連携を強化し、保護、アフターケアに至るまでの総合的な支援を推進します。

児童虐待防止対策（家庭相談員報酬）	家庭における適切な児童保育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務の強化を図る。	家庭相談員を福祉事務所に配置し、家庭訪問や相談指導業務を実施する。	家庭相談員による適切な相談の実施	相談の実施	約3,600件	約4,000件	保健福祉部	子ども支援課	H22
-------------------	---	-----------------------------------	------------------	-------	---------	---------	-------	--------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
<b>施策の方向</b> ⑤ 学校、家庭、地域社会等の全体で子育て支援をするため、啓発活動を推進し、子育てに関する市民の意識を醸成します。									
児童虐待防止対策（家庭相談員報酬）【再掲】	家庭における適切な児童保育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務の強化を図る。	家庭相談員を福祉事務所に配置し、家庭訪問や相談指導業務を実施する。	・広報かぬま掲載 児童虐待防止強化月間の周知 ・鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議開催	広報掲載  会議開催	11月に広報掲載  会議4回開催	11月に広報掲載  会議4回開催	保健福祉部	こども支援課	H22
<b>施策の方向</b> ⑥ 子育てについての悩みや不安を軽減するため、子育てに関する相談や情報提供、交流機会の提供など、相談、支援体制の充実を図ります。									
人権擁護活動の推進	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を4人増員 ・相談しやすい環境整備	・人権擁護委員による人権相談の開設	月1回開設	月1回開設 相談件数9件	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設	市民部	人権推進課	H22
子育て支援センターの運営	子育てをしながら、子どもたちや母親の遊び場、子どもが友達と出会う場を提供することにより、ともに子育ての楽しさを味わい、親同士の交流を拡充し、子育て家庭を支援する。	地域支援センターを設置し、地域の実情に応じたサロン活動・相談事業・自主グループの育成支援等を行う。	地域子育て支援センター運営：3箇所  つどいの広場運営：1箇所	地域子育て支援センター運営：3箇所 利用者数（延べ）20,000人  つどいの広場運営：1箇所	地域子育て支援センター運営：3箇所 利用者数（延べ）20,000人  つどいの広場運営：1箇所	地域子育て支援センター運営：3箇所 利用者数（延べ）20,000人  つどいの広場運営：1箇所	保健福祉部	こども支援課	H22
<b>施策の方向</b> ⑦ ボランティア活動等の地域社会への参加活動など、様々な体験を通して人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促すとともに、子どもの健全育成に努めます。									
わくわくネイチャー事業の実施	子供たちは体験が不足しているといわれており、主催事業の中で自然体験や社会体験の機会を提供することにより、「豊かな人間性」を育む。	わくわくキャンプや森の教室を開催する。	親子のふれあいや長期宿泊をとおして自立心や助け合いの心を養う	森の教室3回  かぬまっ子わくわくキャンプ1回	森の教室3回  かぬまっ子わくわくキャンプ1回	森の教室3回  かぬまっ子わくわくキャンプ1回	教育委員会	自然体験交流センター	H23
南部地区会館事業の推進【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題として捉え、地域・学校などあらゆる場において人権教育・人権啓発を展開する。	南部地区会館において人権教育指導者専門講座、人権学習総合講座、町別人権学習会、交流事業（女性の集い、生きがいの集い等）、ウエルフェア in かぬまを開催する。	・子どもの集い参加人数	参加者15名以上	参加者16名	参加者15名以上	教育委員会	生涯学習課	H22
かぬま21世紀「学びのまち」の推進（青少年ボランティアリーダー育成）	青少年の地域活動を推進すると共に、地域の次世代を担うリーダーを育成する。	青少年を対象に地域活動、ボランティア活動に関する講座を開催すると共に、地域でのボランティア活動を実践する青少年団体（k a v y）活動を推進する。	・講座開催数	1以上	1	1以上	教育委員会	生涯学習課	H23



人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ⑧ 保育園や幼稚園においても、人権を大切に育てる保育、教育に努めます。

発達支援保育・すこやか保育の実施 (幼児特別支援教育・保育)	すべての子どもたちに必要な保育を実施するためには、児童の特性に応じた受け入れ体制を整える必要がある。必要な保育士を配置し(民間にあってはその補助金を整備し)、障がいを持つ児童も必要な施設で適切な保育を実施することを目的とする。	必要児童を適切に把握し、必要な児童が適切な支援を受けられるための認定体制の整備する。また、施設の受け入れ体制(環境整備・必要な職員の配置、職員の資質向上等)を実施する。	判定委員会の開催 障がい児受入体制の整備	発達支援保育児童数 すこやか保育児童数	発達支援保育児童数36 すこやか保育児童数7	発達支援保育児童数 すこやか保育児童数	保健福祉部	子ども支援課	H22
-----------------------------------	---	--	-------------------------	------------------------	---------------------------	------------------------	-------	--------	-----

施策の方向 ⑨ 児童虐待の及ぼす影響、虐待の禁止など、広報、啓発活動を推進します。

児童虐待防止対策(家庭相談員報酬)【再掲】	家庭における適切な児童保育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務の強化を図る。	家庭相談員を福祉事務所に配置し、家庭訪問や相談指導業務を実施する。	家庭相談員による適切な相談の実施	相談の実施	約3,600件	約4,000件	保健福祉部	子ども支援課	H22
児童虐待防止対策(家庭相談員報酬)【再掲】	家庭における適切な児童保育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務の強化を図る。	家庭相談員を福祉事務所に配置し、家庭訪問や相談指導業務を実施する。	広報かぬま掲載児童虐待防止強化月間の周知	広報掲載	11月に実施	11月に実施	保健福祉部	子ども支援課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第2章 3 高齢者

施策の方向 ① 高齢者の持っている能力を積極的に地域社会に生かしていけるよう高齢者自身の生きがいと健康づくりを基礎として、地域の福祉や就業活動への積極的な参加を支援します。

高齢者フェスティバル	老人クラブ会員はもちろん、広く高齢者及び一般市民が一堂に会して、豊かな高齢社会を共に築くことを確認し、さらに積極的に活動を推進するために開催する。	鹿沼市文化センターにおいて、高齢者フェスティバルを開催する。 (式典・いきいき講演会・芸能発表会・作品展示) 講師依頼、案内通知、次第作成等	参加者数	700	1100	800	保健福祉部	高齢福祉課	H23
------------	---	---	------	-----	------	-----	-------	-------	-----

施策の方向 ② 高齢であっても、心身ともに健康に過ごすために、生活の自立支援や介護予防のための施策を進めるとともに、介護の仕方や身の回りのこと、各種福祉サービス、認知症など判断能力が十分でない高齢者への権利擁護に関する相談体制の整備を進めます。

人権擁護活動の推進	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を4人増員 ・相談しやすい環境整備	・人権擁護委員による人権相談の開設	月1回開設	月1回開設 相談件数9件	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設	市民部	人権推進課	H23
-----------	--	--	-------------------	-------	-----------------	------------------------	-----	-------	-----

施策の方向 ③ 在宅福祉を基本理念として、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービスの質の確保に配慮し、高齢者が自らの意志で自立した生活を送ることができ、また、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進します。

地域密着型サービスの普及、整備促進	高齢となっても、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護保険法に基づき地域密着型サービス事業所の整備を行ない、サービス提供に努める。	事業者の参入促進を図るため地域福祉空間整備交付金(国庫)の活用による補助金の交付、適正な運営・公正な事業所選定を図るため整備事業者の公募及び建設に係る選定委員会の開催、地域密着型サービス運営委員会の開催。	高齢となってもいつまでも安心して暮らせるよう、適正なサービス提供ができるサービス事業所の整備を促進する。	3年に1度、介護保険事業計画を策定し、施設整備数を位置づけるため、長期的な目標値は設定できない	・開催件数2回(6月、10月) ・整備施設数2施設(認知症高齢者グループホーム)	・開催件数1回(4月) ・認知症高齢者グループホーム1施設整備	保健福祉部	介護保険課	H22
-------------------	--	--	--	---	---	------------------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ④ 高齢者の生活に適した住宅、道路、公園、日常生活の安全管理対策を進めます。

生活バス対策	バス路線を維持し、運転免許を持たない市民の生活の足を確保する。	リーバス及び民間が運行する不採算路線バスへの経費補助。運行に係る財政負担の軽減を図ることから、全面的な見直しを行い、地域の実情に合った公共交通を構築する。そのための実証実験を実施する。	市内全域における実証実験運行の実施	6地区	6地区	9地区	市民部	市民活動支援課	H22
--------	---------------------------------	--	-------------------	-----	-----	-----	-----	---------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
住宅総合窓口の設置	○住宅関係相談窓口の一本化を目指す。	○耐震相談窓口。 ○リフォーム相談窓口の開設。 ○高齢者等居住安定化推進事業の一環として、高齢者向け住宅の情報提供を行う。 ○市営住宅、県営住宅等の情報提供。 ○市や県、国などで行っている住宅関係補助事業の情報提供。	○耐震相談窓口。 ○リフォーム相談窓口。 ○高齢者等居住安定化推進事業の一環として、高齢者向け住宅の情報提供。 ○市営住宅、県営住宅等の情報提供。 ○市や県、国などで行っている住宅関係補助事業の情報提供。	リフォーム相談の適切な確認/相談内容に応じた対応・案内の実施：1件  住宅全般的な相談への対応、関連部局への案内の実施：多数	リフォーム相談の適切な確認/相談内容に応じた対応・案内の実施：1件  住宅全般的な相談への対応、関連部局への案内の実施：多数	リフォーム相談の適切な確認/相談内容に応じた対応・案内の実施：1件  住宅全般的な相談への対応、関連部局への案内の実施：多数	都市建設部	建築課	H23
都市計画道路の再整備(バリアフリー化)	「鹿沼市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区内の特定経路を高齢者や障害者が、快適に安心して通行できる道路整備する。	歩道のバリアフリー化 右折レーンの設置	1. 歩道のバリアフリー化 2. 右折レーンの設置	1. 1件 2. 1件	1. 1件 2. 1件	1. 0件 2. 0件	都市建設部	道路維持課	H23

施策の方向 ⑤ 今後の更なる高齢化の進展を踏まえた地域づくりを推進するため、関係機関・関係団体との連携を図りながら、地域住民やボランティアなどの参加を得て、地域に根ざした高齢者のための支援対策を進めます。

在宅サービスの推進(ほっとサロン(高齢者生きがい支援事業))	高齢者と地域住民がともに触れ合う場をつくり、高齢者を地域で支えあうという意識の醸成を図る。	高齢者と地域住民との交流によるサロンの運営をしている団体等から申請を受け、適当と認められた場合に事業委託をする。	事業委託団体数	36	36	40	保健福祉部	高齢福祉課	H23
--------------------------------	---	--	---------	----	----	----	-------	-------	-----

## 第2章 4 障害のある人

施策の方向 ① 学校教育活動全体を通じて、障害者に対する正しい認識と理解、社会的な支援や介助・福祉の問題について理解を深めさせる教育の充実に努めます。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権教育全体計画の整備 人権教育研修会の実施 人権教育副読本の活用による指導の充実	全体計画の整備 38校  副読本の活用 38校	全体計画の整備 38校  副読本の活用 38校	全体計画の整備 37校  副読本の活用 37校	教育委員会	学校教育課	H22
---------------	--	--	---	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ② 障害のある児童生徒が、自らのよさや可能性などを生かし、持っている力を十分に発揮できるよう、障害に応じた適切な指導を推進します。また、障害のある生徒もない生徒も、共に育ち学ぶ教育が受けられる環境整備に努めます。

障害者の社会活動支援(障害児通学補完事業)	県立富屋特別支援学校高等部に通学する市内の生徒で、自主通学が困難な生徒の登校を支援する。 ※当校においては従来からバス送迎を実施していたが、高等部についてはh19年度にバス送迎が廃止されたため、市で継続させる事業である。 H22利用者：8人	市のバスにより、運転手の任用等を行い朝の登校を実施する。	円滑安全な運行	0件	0件	円滑安全な運行 (事故等0件)	保健福祉部	障害福祉課	H22
-----------------------	--	------------------------------	---------	----	----	--------------------	-------	-------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
障害者の地域生活支援 (その他：福祉ホーム、日中一時、訪問入浴サービス事業等)	福祉ホーム：住居が必要な精神障害者に居室と必要な便宜を提供 日中一時支援：日中の活動の場を確保し、家族の就労、休息を支援 訪問入浴サービス：訪問により居宅においての入浴サービスを提供し（浴槽提供） ※障害者自立支援法に定める任意事業	委託により実施する。 委託先：障害福祉サービス事業所	円滑な事務処理（苦情件数の減少）	0件	0件	円滑な事務処理（苦情件数3件以内）	保健福祉部	障害福祉課	H22

施策の方向 ③ 市民が、障害及び障害者に対しての正しい認識と理解を深めるよう社会教育関係機関・団体等における福祉・人権教育の充実を図ると共に、障害を持つ人が、学習講座などに参加できるように環境を整えます。

障害者の地域生活支援 (相談支援事業)	障害者福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行なう。 ※障害者自立支援法に定める必須実施事業	常勤の相談支援専門員（非常勤特別職員）を配置すると共に課職員を含めたOJTの実施により対応職員の資質を向上を図り適切な相談支援を行う。	相談に関する苦情件数の減少	苦情件数3件	苦情件数0件	相談に関する苦情件数の減少（苦情件数3件以内）	保健福祉部	障害福祉課	H22
------------------------	--	---	---------------	--------	--------	-------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ④ 教職員等が障害及び障害者に対する正しい認識と理解を深めるため、各種研修の充実に努めます。

学校人権教育の推進 【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権教育研修会の実施 人権教育指導資料集の活用	校内研修の実施 38校 資料活用 38校	校内現職教育の研修 38校 資料活用 38校	校内現職教育の研修 37校 資料活用 37校	教育委員会	学校教育課	H23
-------------------	--	--	----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ⑤ 障害のある人とない人が共に理解しながら生活できるよう、学校における交流教育や地域交流・ボランティア活動を促進します。

学校人権教育の推進 【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権教育年間計画の整備 人権教育副読本の活用による指導の充実	年間計画の整備 38校 副読本の活用 38校	年間計画の整備 38校 副読本の活用 38校	年間計画の整備 37校 副読本の活用 37校	教育委員会	学校教育課	H22
-------------------	--	--	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ⑥ 障害者の自立と社会参加を促進し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を実現するための啓発・広報活動を推進します。

障害者の地域生活支援 (その他：生活支援事業)	外出訓練等の実施により障害者の日常生活上必要な訓練や指導及び生活の質的向上を促進する。 ※障害者自立支援法に定める任意事業	委託により実施する。 委託先：障害者団体等	円滑安全な実施	0件	0件	円滑安全な運行（事故等3件以内）	保健福祉部	障害福祉課	H22
障害者の地域生活支援 (その他社会参加促進：スポーツ等教室等開催)	障害者の社会参加を促進させるために、スポーツ・レクリエーション教室や大会を開催し、体力増強や交流等を図る。 ※障害者自立支援法に定める任意事業	委託により実施する。 委託先：関係団体	参加者数の確保	400人	スポーツ教室9教室76人 ふれあいスポーツ大会1回271人 計347人	ふれあいスポーツ大会（参加者数300人以上）	保健福祉部	障害福祉課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
障害者の地域生活支援（移動支援、地域生活支援センター事業）	地域活動支援センターの強化や障害者の昼間の活動を支援（軽度な区分の人の生活介護）や屋外での移動が困難な視覚障害者の外出のための支援を行なう。 ※障害者自立支援法に定める必須実施事業	委託による実施やガイドヘルパーの派遣を行なう。	円滑な事務処理（ガイドヘルパー派遣）	円滑な事務処理	地域活動支援センター5箇所7人ガイドヘルパー  利用者39人 2,551時間	円滑な事務処理（ガイドヘルパー派遣件数500件以上）	保健福祉部	障害福祉課	H22

施策の方向 ⑦ 障害者の生活の向上を目指し、スポーツ・文化・芸術活動等への参加機会を確保し、障害者の社会参加を支援するとともに自立意識を高めるよう努めます。

障害者の地域生活支援（その他社会参加促進：スポーツ等教室等開催）【再掲】	障害者の社会参加を促進させるために、スポーツ・レクリエーション教室や大会を開催し、体力増強や交流等を図る。 ※障害者自立支援法に定める任意事業	委託により実施する。 委託先：関係団体	参加者数の確保	400人	スポーツ教室9教室76人  ふれあいスポーツ大会1回271人  計347人	ふれあいスポーツ大会（参加者300人以上）	保健福祉部	障害福祉課	H22
--------------------------------------	--	------------------------	---------	------	---	-----------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ⑧ 障害者が安心して自立し、社会参加ができるよう施設のバリアフリー化を促進するため、市民、企業等への啓発に努めます。

生活バス対策【再掲】	バス路線を維持し、運転免許を持たない市民の生活の足を確保する。	リーバス及び民間が運行する不採算路線バスへの経費補助。運行に係る財政負担の軽減を図ることから、全面的な見直しを行い、地域の実情に合った公共交通を構築する。そのための実証実験を実施する。	市内全域における実証実験運行の実施	6地区	6地区	9地区	市民部	市民活動支援課	H22
障害者の社会活動支援（おもしろいやりに駐車事業）	公共的な施設にある障害者用駐車場の利用について県内共通の利用証を交付し真に必要な人のための駐車スペースを確保する。 ※県事業（h20.9～）利用証交付者数321人（h21.3.31現在）	以下の事業協力を行なう ・利用証の交付窓口（所管3課及び全コミュセン） ・駐車スペースの確保（h20.9現在2箇所：本庁、情報センター）	円滑な交付	交付者数	209人	交付者数（交付者数200人以上）	保健福祉部	障害福祉課	H22

施策の方向 ⑨ 障害者の就業を通じた社会参加、及び経済的自立を促進するため、職業相談の充実と事業主への啓発を行い、雇用と就労機会の拡大に努めます。

雇用対策（雇用促進団体との連携・支援）	・雇用関係団体との綿密な情報交換や事業連携、及び団体支援を行い、雇用状況の把握と雇用環境の整備、充実を図る。 ・失業者を対象とした、雇用対策を実施する。	・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運営支援を行う。 ・ふるさと雇用・緊急雇用創出事業を活用した、雇用対策を実施する。	・雇用団体等との情報交換 ・雇用団体との連携・支援 ・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運営支援	障害者合同面接会の周知	広報掲載ポスター掲示	広報・HP等による周知	経済部	産業振興課	H22
---------------------	---	---	---	-------------	------------	-------------	-----	-------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
障害者の社会活動支援（就労支援事業）	障害者の就労訓練の場を提供するとともに障害者の雇用機会拡大のための啓発活動や就業相談、職場開拓、定着促進を実施する。	職業訓練の場の提供を委託で実施する。 また、障害者の就労支援を行なう関係機関（ハローワーク鹿沼、障害者就労・生活支援センター「フィールド」、障害者相談支援センター「プラウ」、県西圏域雇用支援合同会議、自立支援協議会等）との連携のもと実施する	利用人数（夢未来、夢の樹）	利用人数（夢未来、夢の樹）	延べ720人	利用人数（夢未来、夢の樹）（利用者数700人以上）	保健福祉部	障害福祉課	H22
障害者の地域生活支援（その他：生活支援事業）【再掲】	外出訓練等の実施により障害者の日常生活上必要な訓練や指導及び生活の質的向上を促進する。 ※障害者自立支援法に定める任意事業	委託により実施する。 委託先：障害者団体等	円滑安全な実施	円滑安全な実施	9件 357人	円滑安全な実施（参加者数300人以上）	保健福祉部	障害福祉課	H22

施策の方向 ⑩ 社会福祉協議会との連携により、権利擁護事業の普及を図ると共に、関係機関との連携により、様々な相談体制の充実を図ります。

障害者の地域生活支援（相談支援：成年後見制度利用支援事業）	成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者に対し同制度の利用を支援する。 (支援内容：申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成) ※障害者自立支援法に定める必須実施事業	2親等以内に申立て人が不在の場合は、市長申立てを行なう。	円滑な事務処理（相談件数）	円滑な事務処理	円滑な事務処理 相談件数1件	円滑な事務処理 (相談件数1件以上)	保健福祉部	障害福祉課	H22
-------------------------------	---	------------------------------	---------------	---------	-------------------	-----------------------	-------	-------	-----

## 第2章 5 同和問題

施策の方向 ① 同和問題をはじめ様々な人権問題に悩む児童生徒を早く察知し的確な指導体制をつくると共に、児童生徒が一人ひとりを大切に、差別や偏見のない人間関係の育成を目指した教育の実践と、基本的人権の尊重を基盤とした教職員の研修や研究体制の充実を図ります。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権教育全体計画の整備 人権教育研修会の実施 人権教育指導資料集の活用による指導の充実	人権教育主任研修会 38校 新採・転採研修会 24名 校内授業研究  資料集の活用 38校	研修会参加 38校  資料集活用 38校	研修会参加 37校  資料集活用 37校	教育委員会	学校教育課	H22
---------------	--	--	---	--	----------------------------------	----------------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ② 生涯にわたって人権に関する学習機会を提供するとともに、人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、社会教育施設等での交流事業の充実を図ります。

南部地区会館事業の推進【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題として捉え、地域・学校などあらゆる場において人権教育・人権啓発を展開する。	南部地区会館において人権教育指導者専門講座、人権学習総合講座、町別人権学習会、交流事業（女性の集い、生きがいの集い等）、ウエルフェア in かぬまを開催する。	・人権教育指導者専門講座参加人数および意識変革度	参加者25名以上 意識変革度70%	参加者27名 意識変革度95%	参加者25名以上 意識変革度70%	教育委員会	生涯学習課	H22
-----------------	---	---	--------------------------	----------------------	--------------------	----------------------	-------	-------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
南部地区会館事業の推進【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題として捉え、地域・学校などあらゆる場において人権教育・人権啓発を展開する。	南部地区会館において人権教育指導者専門講座、人権学習総合講座、町別人権学習会、交流事業（女性の集い、生きがいの集い等）、ウエルフェア in かぬま、人権ふれあいコンサートを開催する。	・人権学習総合講座（南部地区会館、隣保館利用団体を対象）	参加者数20名以上	参加者25名	参加者数20名以上	教育委員会	生涯学習課	H22

③ 保育園においては、乳幼児の発達段階に応じた保育内容の充実及び、保育士の人権意識の向上を図ります。また、幼稚園においても幼児や教職員に対する人権教育や研修の充実のため、その支援に努めます。更には、家庭との連携を図るため、保育参観や家庭訪問の機会をとらえて、人権啓発に努めます。

保育サービスの充実	児童福祉法に基づき、保護者の就労等の理由で家庭で保育することができない児童を保育し、児童福祉の向上を図る。核家族化の進行、就労形態の多様化、共働き家庭の増加等、多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施し、子育てを支援する。	就労等の理由により家庭で保育することができない児童を預かり保育する。特別保育事業（乳児保育、障害児保育、低年齢児保育、一時保育、休日保育、延長保育、病後児保育、夜間保育、地域活動事業等）を実施する。保育に欠ける児童が入所する認可外保育施設に対して補助金を交付する。	保育に欠ける入所希望者全員の入所	・保育に欠ける入所希望者全員の入所2075 ・特別保育事業の継続22  ・認可外保育施設の補助1	・保育に欠ける入所希望者全員の入所2075 ・特別保育事業の継続22  ・認可外保育施設の補助1	・保育に欠ける入所希望者全員の入所2005 ・特別保育事業の継続22  ・認可外保育施設の補助1	保健福祉部	こども支援課	H22
-----------	--	--	------------------	---	---	---	-------	--------	-----

④ 市民一人ひとりが部落差別の不当性を正しく理解し、自らが差別や偏見を解消していく主体であると認識するよう、市民各層を対象にした講演会や研修会の開催、広報紙や啓発資料の配布等を通して人権意識の高揚に努めます。

南部地区会館事業の推進【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題として捉え、地域・学校などあらゆる場において人権教育・人権啓発を展開する。	南部地区会館において人権教育指導者専門講座、人権学習総合講座、町別人権学習会、交流事業（女性の集い、生きがいの集い等）、ウエルフェア in かぬまを開催する。	・ウエルフェア in かぬま&福祉と人権の集いの参加者	参加者数350名以上	参加者数450名	参加者数350名以上	教育委員会	生涯学習課	H22
人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報紙、ホームページで啓発	講演会参加者満足度70%	講演会参加者満足度85.5%	講演会参加者満足度70%以上	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を4人増員 ・相談しやすい環境整備	・中学校で人権講話を行う。	人権講話実施4校	人権講話実施4校	人権講話4校 東中・北犬飼中・加蘇中・北押原中	市民部	人権推進課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
隣保館事業の推進	地域住民の困りごと、悩みについての相談に応じ、助言、指導、調整、紹介により速やかな問題の解決を図ると共に、高齢者ふれあい事業などを通して地域に根ざした隣保館活動を展開し、地域住民の人権問題の解決に資する。	・指導員、生活相談員の資質の向上 ・友愛・訪問活動の実施 ・高齢者ふれあい事業の実施	相談業務の充実 高齢者ふれあい事業の充実	相談40件以上 参加者延360人以上	相談件数56件 参加者554人	相談60件以上 参加者延600人以上	保健福祉部	厚生課	H22

⑤ 基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関等と連携し広く市民に啓発活動を展開すると共に、人権相談関連事業の推進に努めます。また、人権教育・啓発推進県民運動強調月間及び人権週間を重点に、人権尊重思想の普及を図ります。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	啓発活動12月実施 パネル展示8月実施 広報年2回	啓発活動を11/20、12/5実施 パネル展示を8月の2週間実施 8月、12月号広報掲載	街頭啓発活動を11/19、12/4に実施 パネル展示を8月の2週間実施 6月、8月、12月号広報掲載	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・市庁舎内特設人権相談 ・人権擁護委員を法定定員より4人増員 ・相談しやすい環境整備	・人権擁護委員による人権相談の開設	月1回開設	月1回開設 相談件数9件	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設	市民部	人権推進課	H22
隣保館事業の推進【再掲】	地域住民の困りごと、悩みについての相談に応じ、助言、指導、調整、紹介により速やかな問題の解決を図ると共に、高齢者ふれあい事業などを通して地域に根ざした隣保館活動を展開し、地域住民の人権問題の解決に資する。	・指導員、生活相談員の資質の向上 ・友愛・訪問活動の実施 ・高齢者ふれあい事業の実施	相談業務の充実 高齢者ふれあい事業の充実	相談40件以上 参加者延360人以上	相談件数56件 参加者554人	相談60件以上 参加者延600人以上	保健福祉部	厚生課	H22

⑥ 同和問題解決を阻害する「えせ同和行為」については、これまで同和問題解決のための活動の印象を損ね、同和問題解決を妨害する悪質な行為であるとして、関係行政機関、企業、団体等と連携し排除に努めます。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・「えせ同和对策」パンフレット等の配布 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発 ・連絡体制の強化	広報、ホームページで啓発	広報、ホームページに掲載	広報、ホームページに掲載	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	---	--------------	--------------	--------------	-----	-------	-----



人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

⑦ 国の「地域改善対策協議会」意見具申において示された今後の隣保館の果たすべき役割などに基づき、これまでの成果を踏まえながら、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる人権啓発に努めます。

隣保館事業の推進【再掲】	地域住民の困りごと、悩みについての相談に応じ、助言、指導、調整、紹介により速やかな問題の解決を図ると共に、高齢者ふれあい事業などを通して地域に根ざした隣保館活動を展開し、地域住民の人権問題の解決に資する。	・指導員、生活相談員の資質の向上 ・友愛・訪問活動の実施 ・高齢者ふれあい事業の実施	相談業務の充実 高齢者ふれあい事業の充実	相談40件以上 参加者延360人以上	相談件数56件 参加者554人	相談60件以上 参加者延600人以上	保健福祉部	厚生課	H22
--------------	--	--	-------------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	-------	-----	-----

⑧ 企業における人権啓発を進めるため、関係機関等の協力のもと、研修会の開催支援や人権啓発パンフレットを作成・配布し、企業内での啓発や研修活動を支援します。

雇用対策（雇用促進団体との連携・支援）	・雇用関係団体との綿密な情報交換や事業連携、及び団体支援を行い、雇用状況	・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運	・雇用団体との連携・支援  (国等からの通	ハローワークの合同面接会の周知	広報掲載ポスター掲示	広報・HP等による周知	経済部	産業振興課	H22
---------------------	--------------------------------------	--	-----------------------------	-----------------	------------	-------------	-----	-------	-----

⑨ 就労の機会均等や雇用の安定のため、隣保館での就労相談活動を推進すると共に、関係機関と連携を図り、就労相談の充実に努めます。

隣保館事業の推進【再掲】	地域住民の困りごと、悩みについての相談に応じ、助言、指導、調整、紹介により速やかな問題の解決を図ると共に、高齢者ふれあい事業などを通して地域に根ざした隣保館活動を展開し、地域住民の人権問題の解決に資する。	・指導員、生活相談員の資質の向上 ・友愛・訪問活動の実施 ・高齢者ふれあい事業の実施	相談業務の充実 高齢者ふれあい事業の充実	相談40件以上 参加者延360人以上	相談件数56件 参加者554人	相談60件以上 参加者延600人以上	保健福祉部	厚生課	H22
--------------	--	--	-------------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	-------	-----	-----

⑩ 市民意識調査を実施し、今までの人権教育、人権啓発事業による成果を把握します。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	同和問題に対する市民の意識調査の実施	市民意識調査の実施	なし	市民アンケートで市民意識調査を実施	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	--------------------	-----------	----	-------------------	-----	-------	-----

⑪ 同和対策団体との連携により人権啓発事業を実施することにより、より高い啓発効果が得られるよう努めます。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施	講演会参加者満足度70%	講演会参加者満足度85.5%	講演会参加者満足度70%以上	市民部	人権推進課	H22
隣保館事業の推進【再掲】	地域住民の困りごと、悩みについての相談に応じ、助言、指導、調整、紹介により速やかな問題の解決を図ると共に、高齢者ふれあい事業などを通して地域に根ざした隣保館活動を展開し、地域住民の人権問題の解決に資する。	・指導員、生活相談員の資質の向上 ・友愛・訪問活動の実施 ・高齢者ふれあい事業の実施	相談業務の充実 高齢者ふれあい事業の充実	相談40件以上 参加者延360人以上	相談件数56件 参加者554人	相談60件以上 参加者延600人以上	保健福祉部	厚生課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第2章 6 外国人

① 外国の文化や習慣に対する理解を深め、国際感覚を養うため、国際理解のための講座を開催するとともに、国際理解のための情報収集とその活用を図ります。また、小学校から段階的に国際理解教育を推進するため、外国人とのふれあいの機会の確保に努め、異文化を尊重する態度、英語によるコミュニケーション能力等を育成するための教育の充実を図ります。

海外体験学習の推進	・鹿沼市在住の中学2、3年生20名をアメリカのグランドフォークス市へ隔年で派遣し、ホームステイや現地青少年との交流を通して、豊かな国際感覚を養い、世界の平和と友好のために貢献できる人間の育成を図るとともに、両市との友好親善に役立てる。	・現地での活動計画作成について両市との連絡をできるだけ密にとる。 ・4回の事前学習について内容を検討し、充実したものになるよう工夫する。 ・帰国後、ボランティア活動（鹿沼ワールドフェスティバル）に参加させ、国際理解に貢献できる機会を与える。	海外体験学習	中学生20名 米国グランドフォークス市	平成22年度は休止 （平成23年度は実施で検討）	中学生20名 米国グランドフォークス市	教育委員会	学校教育課	H22
外国語教育の充実	・小・中学校に外国語指導助手を派遣し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進する。また、英語活動研修会を開催し、指導技術の向上を目指す。	・4名のALT、3名のJTEを小学校へ、3名のALTを中学校へ派遣し、担任や教科担任とチームティーチングを行う。また、ALT同士の授業参観や研修会等を通してお互いの指導技術の向上を図る。	ALTの学校派遣、交流 外国語活動研修会における指導技術向上	ALTの学校派遣、交流 38校 外国語活動研修会 2回	ALTの学校派遣、交流 38校 外国語活動研修会 2回	ALTの学校派遣、交流 37校 外国語活動研修会 2回	教育委員会	学校教育課	H22
国際交流事業の推進	国際感覚豊かな子どもの育成 外国籍市民との交流の促進と多文化共生の地域づくりの推進 AD市・GF市との青少年交流事業の発展充実 鉄嶺市との市民訪問団の相互派遣の継続 国際交流協会の活動支援 日本語ボランティアの育成とボランティア紹介体制の拡充	海外からの訪問者の受入 国際交流協会への活動支援 日本語指導ボランティアの育成・協力 日本語教室・各種講座・国際交流イベント等の運営 外国人支援員を配置し、行政文書の翻訳や外国人相談等を実施する	各種講座等の参加者数及び満足度	ワールドフェスティバル来場者数2000人以上 各種講座参加者150人以上	ワールドフェスティバル来場者数3000人 各種講座参加者181人	ワールドフェスティバル来場者数2000人以上 各種講座参加者150人以上	総務部	企画課	H22

② 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権感覚を養うため啓発活動を推進します。また、「人種差別撤廃条約」の趣旨を市民が正しく理解できるよう、条約の普及・啓発に努めるとともに、外国人に対する嫌がらせや差別事象がなくなるよう啓発活動を推進します。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・街頭人権啓発活動の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	啓発活動 12月実施 ホームページで啓発	啓発活動を11/20、12/5実施 随時ホームページに掲載	街頭啓発活動を11/19、12/4に実施 ホームページで啓発	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	--------------------------------	----------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----	-------	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ③ 市民と外国人との交流を促進し、国際性豊かな人を育成するため、鹿沼市国際交流協会との連携を図り交流事業の支援に努めるとともにボランティア通訳やボランティアホストファミリーの養成等に努めます。

国際交流事業の推進【再掲】	国際感覚豊かな子どもの育成 外国籍市民との交流の促進と多文化共生の地域づくりの推進 AD市・GF市との青少年交流事業の発展充実 鉄嶺市との市民訪問団の相互派遣の継続 国際交流協会の活動支援 日本語ボランティアの育成とボランティア紹介体制の拡充	海外からの訪問者の受入 国際交流協会への活動支援 日本語指導ボランティアの育成・協力 日本語教室・各種講座・国際交流イベント等の運営 外国人支援員を配置し、行政文書の翻訳や外国人相談等を実施する	日本語教室ボランティア登録者数	日本語教室登録者数42人	日本語教室登録者数42人	日本語教室登録者数45人	総務部	企画課	H22
---------------	--	---	-----------------	--------------	--------------	--------------	-----	-----	-----

施策の方向 ④ 外国人向けの市政情報などの提供をはじめ、様々な問題を抱え悩んでいる外国人に対する相談、支援体制の充実を図ります。また、在住外国人にとって、日本語能力の取得は非常に重要であるため、国際交流協会との連携により、日本語教室の充実に努めます。

国際交流事業の推進【再掲】	国際感覚豊かな子どもの育成 外国籍市民との交流の促進と多文化共生の地域づくりの推進 AD市・GF市との青少年交流事業の発展充実 鉄嶺市との市民訪問団の相互派遣の継続 国際交流協会の活動支援 日本語ボランティアの育成とボランティア紹介体制の拡充	海外からの訪問者の受入 国際交流協会への活動支援 日本語指導ボランティアの育成・協力 日本語教室・各種講座・国際交流イベント等の運営 外国人支援員を配置し、行政文書の翻訳や外国人相談等を実施する	日本語教室ボランティア登録者数  日本語教室の開催回数・参加者数	日本語教室登録者数42人  日本語教室開催回数36回 参加者数252人	日本語教室登録者数42人  日本語教室開催回数36回 参加者数320人	日本語教室登録者数45人  日本語教室開催回数24回 参加者数200人以上	総務部	企画課	H22
国際交流事業の推進【再掲】	国際感覚豊かな子どもの育成 外国籍市民との交流の促進と多文化共生の地域づくりの推進 AD市・GF市との青少年交流事業の発展充実 鉄嶺市との市民訪問団の相互派遣の継続 国際交流協会の活動支援 日本語ボランティアの育成とボランティア紹介体制の拡充	海外からの訪問者の受入 国際交流協会への活動支援 日本語指導ボランティアの育成・協力 日本語教室・各種講座・国際交流イベント等の運営 外国人支援員を配置し、行政文書の翻訳や外国人相談等を実施する	相談件数	相談件数72件	相談件数96件	相談件数120件以上	総務部	企画課	H22

施策の方向 ⑤ 在住外国人に日本の芸術文化に対する理解を深めてもらうための学習機会を提供します。

国際交流事業の推進【再掲】	国際感覚豊かな子どもの育成 外国籍市民との交流の促進と多文化共生の地域づくりの推進 AD市・GF市との青少年交流事業の発展充実 鉄嶺市との市民訪問団の相互派遣の継続 国際交流協会の活動支援 日本語ボランティアの育成とボランティア紹介体制の拡充	海外からの訪問者の受入 国際交流協会への活動支援 日本語指導ボランティアの育成・協力 日本語教室・各種講座・国際交流イベント等の運営 外国人支援員を配置し、行政文書の翻訳や外国人相談等を実施する	ワールドフェスティバルの実施 日本語教室交流会の実施 各年1回以上	ワールドフェスティバルの実施 日本語教室交流会の実施 各年1回以上	ワールドフェスティバルの実施 日本語教室交流会の実施 各年2回	ワールドフェスティバルの実施 日本語教室交流会の実施 各年2回	総務部	企画課	H22
---------------	--	---	---	---	---------------------------------------	---------------------------------------	-----	-----	-----

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ⑥ 外国人労働者に対する不法な就労や不当な取り扱いがなされないよう、事業主等に対する啓発活動を推進します。

雇用対策 (雇用促進団体との連携・支援) 【再掲】	・雇用関係団体との綿密な情報交換や事業連携、及び団体支援を行い、雇用状況の把握と雇用環境の整備、充実を図る。 ・失業者を対象とした、雇用対策を実施する	・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運営支援を行う。 ・ふるさと雇用・緊急雇用創出事業を活用した、雇用対策を実施する。	・雇用団体との連携・支援  (国等からの通知・パンフレット等を送付している)	公正採用選考人権啓発推進員研修の参加を周知	ホームページ掲載	広報・HP等による周知	経済部	産業振興課	H23
---------------------------------	--	---	--	-----------------------	----------	-------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑦ 多様な価値観を持つ外国人の意見を施策に反映させるため、外国人からの意見を聞く機会を充実します。

国際交流事業の推進 【再掲】	国際感覚豊かな子どもの育成 外国籍市民との交流の促進と多文化共生の地域づくりの推進 AD市・GF市との青少年交流事業の発展充実 鉄嶺市との市民訪問団の相互派遣の継続 国際交流協会の活動支援 日本語ボランティアの育成とボランティア紹介体制の拡充	海外からの訪問者の受入 国際交流協会への活動支援 日本語指導ボランティアの育成・協力 日本語教室・各種講座・国際交流イベント等の運営 外国人支援員を配置し、行政文書の翻訳や外国人相談等を実施する	外国籍市民が集まる場所でのアンケート実施 外国籍市民意識調査の実施	外国籍市民が集まる場所でのアンケート実施	外国籍市民の意識調査実施  多文化共生推進計画策定委員会における外国籍市民からの意見収集	かぬま多文化共生プラン推進委員会における外国籍市民からの意見収集	総務部	企画課	H22
-------------------	--	---	--------------------------------------	----------------------	--	----------------------------------	-----	-----	-----

## 第2章 7 HIV感染者・ハンセン病患者

施策の方向 ① 小中学校においては、児童生徒に発育段階に応じたエイズ教育（性教育）を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図るため研修の充実を図ります。

施策の方向 ② 関係機関との連携により、エイズやハンセン病などの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	講演会参加者満足度 70%	講演会参加者満足度 85.5%	講演会参加者満足度 70%以上	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	---	------------------	--------------------	--------------------	-----	-------	-----

施策の方向 ③ 国や関係機関との連携により、エイズやハンセン病などにより人権侵害を受けた方への相談・支援体制を整備します。

人権擁護活動の推進 【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を法定定員の4人増員 ・相談しやすい環境整備	・人権擁護委員による人権相談の開設	月1回開設	月1回開設 相談件数9件	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設	市民部	人権推進課	H22
-------------------	--	---	-------------------	-------	-----------------	------------------------	-----	-------	-----

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第2章 8 インターネット等による人権侵害

**施策の方向** ① 平成14年(2002年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されており、それら法的措置の周知を図ります。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会を開催</li> <li>・街頭人権啓発活動の実施</li> <li>・「人権を考える市民のつどい」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭人権啓発活動の実施</li> <li>・人権パネル展の実施</li> <li>・広報誌、ホームページで啓発</li> </ul>	啓発活動12月実施 ホームページで啓発	啓発活動を11/20.12/5実施 随時ホームページに掲載	街頭啓発活動を11/19.12/4に実施 ホームページで啓発	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	--	------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----	-------	-----

**施策の方向** ② 憲法の保障する表現の自由には十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対して、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、警察をはじめ関係機関と連携し、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個人的な対応を図っていきます。

人権擁護活動の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校で人権の花運動</li> <li>・中学校で人権講話</li> <li>・人権擁護委員研修会</li> <li>・人権相談</li> <li>・人権擁護委員を法定定員の4人増員</li> <li>・相談しやすい環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員による人権相談を開設し、法務局の窓口へつなぐ</li> </ul>	月1回開設	月1回開設 相談件数9件	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設	市民部	人権推進課	H22
---------------	--	---	---	-------	-----------------	------------------------	-----	-------	-----

**施策の方向** ③ 利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会を開催</li> <li>・街頭人権啓発活動の実施</li> <li>・「人権を考える市民のつどい」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭人権啓発活動の実施</li> <li>・人権パネル展の実施</li> <li>・広報誌、ホームページで啓発</li> </ul>	啓発活動12月実施 ホームページで啓発	啓発活動を11/20.12/5実施 随時ホームページに掲載	街頭啓発活動を11/19.12/4に実施 随時ホームページに掲載	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	--	------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	-----	-------	-----

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第2章 9-1 アイヌの人々

① アイヌの人々は北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の松前藩による支配や後の明治政府による「北海道開拓」を進めるなかでの同化政策などにより、その文化の十分な保存・伝承はなされていない状況であり、また、人権が十分に尊重されているとは言えない状況です。国においては、平成9年（1997年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。また、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動の推進のための事業を実施しています。今後は、アイヌの人々の民族としての歴史や文化、伝統及び現状についての理解と知識を深め、独自の文化・伝統を尊重していくことが重要であり、引き続き基本的人権の尊重の観点に立った啓発活動を推進します。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・街頭人権啓発活動の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	啓発活動 12月実施  随時啓発講座実施	啓発活動を 11/20. 12/5 実施 随時	街頭啓発活動を 11/19. 12/4 に実施	市民部	人権推進課	H22
南部地区会館事業の推進【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題として捉え、地域・学校などあらゆる場において人権教育・人権啓発を展開する。	南部地区会館において人権教育指導者専門講座、人権学習総合講座、町別人権学習会、交流事業（女性の集い、生きがいの集い等）、ウエルフェア in かぬまを開催する。	・南部地区会館だよりの発行	発行回数月 1回以上	発行回数月 1回	発行回数月 1回以上	教育委員会	生涯学習課	H22

## 第2章 9-2 犯罪被害者等

② 犯罪被害者やその家族は、事件による精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる過剰取材や報道、プライバシーの侵害、名誉棄損、私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。平成17年（2005年）には犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連する法的な整備が進められています。しかしながら、犯罪被害者に対する無責任な噂や中傷、マスメディアの行き過ぎた取材などによる二次的な被害に苦しんでいる状況です。これらの問題解決には、社会全体で支えあうことのできる体制を構築することが必要であり、犯罪被害者等に十分な配慮ある言動が行われるよう国、県及び関係機関との連携により教育、啓発に努めると共に相談、支援体制の充実を図ります。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・街頭人権啓発活動の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	啓発活動 12月実施	啓発活動を 11/20. 12/5 実施	街頭啓発活動を 11/19. 12/4 に実施	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を法定定員の4人増員 ・相談しやすい環境整備	・人権擁護委員による人権相談の開設	月1回開設	月1回開設 相談件数9件	毎月第2木曜日の 10:00- 15:00に開設	市民部	人権推進課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第2章 9-3 刑を終えて出所した人

③ 刑を終えて出所した人については、社会復帰の意欲があっても、偏見や差別のため、身元の引き受けが難しいことや就労・住居の確保などに関する問題があり、社会復帰が極めて困難な状態にあります。刑を終えた人が社会の一員として円滑な生活を営むことが出来るようにするためには、本人の強い更生意欲とともに家族の支援、職場や地域の人々の理解と協力が欠かせないため、偏見や差別意識解消のための教育、啓発を推進します。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・街頭人権啓発活動の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	啓発活動 12月実施	啓発活動を 11/20.12/5 実施	街頭啓発活動 を 11/19.12/4 に実施	市民部	人権推進課	H22
更正業務	保護司法第13条に規定する保護司会が、任務を円滑に遂行するとともに、保護司の使命達成に資する活動を行うことを支援する。	保護司会が行う保護司会計の策定、保護司の職務の連絡調整、職務資料・情報の収集、職務の研究・研修の企画実施、保護司活動の広報、人材確保の促進活動を事務的に支援する。	円滑な事務処理（犯罪予防活動の推進）（各種研修会の開催による資質向上）	社会を明るくする運動実施。研修会実施回数	社会を明るくする運動実施1回  研修会実施回数7回	社会を明るくする運動実施1回  研修会実施回数7回	保健福祉部	厚生課	H22

## 第2章 9-4 ホームレス

④ ホームレス問題は、深刻な景気低迷など複雑な社会情勢が底流にあり、ホームレスになることを余儀なくされている人々がいます。それにもかかわらず外見などで判断され、嫌がらせや暴行の対象になるなど人権侵害が発生しています。これらの対策にあたっては国レベルの課題として根本的な対策が急がれているとともに、地域に暮らす方々の理解と協力が必要であります。様々な状況で人権が脅かされていることを認識し、人権問題についての正しい理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重されるよう、教育、啓発に努めます。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・街頭人権啓発活動の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	啓発活動 12月実施	啓発活動を 11/20.12/5 実施	街頭啓発活動 を 11/19.12/4 に実施	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	--------------------------------	---------------	---------------------------	----------------------------------	-----	-------	-----

## 第2章 9-5 性同一性障害

⑤ 性同一性障害とは生物学的な性（体の性）と性自認（心の性）が一致していない状態をいい、世界保健機構（WHO）の国際疾病分類に位置づけられています。日本においては、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性別変更が可能となりましたが、なお就職や勤務、医療の受診、住宅への入居等での課題があります。性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための教育、啓発を推進します。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・街頭人権啓発活動の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	啓発活動 12月実施  随時啓発講座実施	啓発活動を 11/20.12/5 実施 随時	街頭啓発活動 を 11/19.12/4 に実施 随時啓発講座実施	市民部	人権推進課	H22
-------------	--	---	--	-------------------------------	---------------------------------	--	-----	-------	-----

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第3章 1-1 就学前

施策の方向 ①ーア 保育園においては、乳幼児の発達段階に応じて豊かな心を育て人権を大切にする心を育む保育の充実に努めます。

地域の児童館活動推進	地域の子どもたちに健全な遊びを通して、健康の増進、情操の豊さを育むことを目的として保育所型児童館（3施設）及び児童の健全育成のための児童館（2施設）を運営する。	保育所型児童館では、通常保育・特別保育を実施し、保育ニーズに対応していく。地域児童館では、子育て支援の観点及び地域の実情に応じた各種事業を開催し、地域の子育ての拠点とする。	通常保育の実施 地域児童館における各種事業の実施	通常保育の実施 3施設 入所児童数75人 地域児童館2施設（延べ） 15,000人	通常保育の実施 3施設 入所児童数50人 地域児童館2施設（延べ） 7,493人	通常保育の実施 2施設 入所児童数51人 地域児童館2施設（延べ） 6,000人	保健福祉部	こども支援課	H22
発達支援保育・すこやか保育の実施（幼児特別支援教育・保育）【再掲】	すべての子どもたちに必要な保育を実施するためには、児童の特性に応じた受け入れ体制を整える必要がある。必要な保育士を配置し（民間にあってはその補助金を整備し）、障がいを持つ児童も必要な施設で適切な保育を実施することを目的とする。	必要児童を適切に把握し、必要な児童が適切な支援を受けられるための認定体制の整備する。また、施設の受け入れ体制（環境整備・必要な職員の配置、職員の資質向上等）を実施する。	判定委員会の開催 障がい児受入体制の整備	発達支援保育児童数 すこやか保育児童数	発達支援保育児童数36 すこやか保育児童数7	発達支援保育児童数 すこやか保育児童数	保健福祉部	こども支援課	H22

施策の方向 ①ーイ 私立幼稚園においても、人権を大切にする心を育む教育の充実にに向けた対応をします。

私立幼稚園就園奨励費事務取扱費補助事業	私立幼稚園の入園料及び保育料を軽減することで所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。	私立幼稚園就園奨励費補助金の申請に関する事務取扱いに要する経費を市内私立幼稚園に補助する。	・幼稚園への補助 ・就園奨励費補助 ・連合会補助	補助の実施	・幼稚園への補助 8園 ・就園奨励費補助 1,394世帯	・幼稚園への補助 8園 ・就園奨励費補助 1,350世帯	保健福祉部	こども支援課	H22
---------------------	---	---	--------------------------------	-------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------	--------	-----



人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

### 第3章 1-2 学校等

施策の方向 ②ーア 学校同和教育の成果を踏まえ、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりを大切にするとともに、自らを「かけがえのない存在である」と気づかせる教育の推進に努めます。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権教育全体計画の整備 人権教育研修会の実施 人権教育指導資料集の活用による指導の充実	人権教育主任研修会 38校 新採・転採研修会 24名 校内授業研究資料集の活用 38校	研修会参加 38校 資料集活用 38校	研修会参加 37校 資料集活用 37校	教育委員会	学校教育課	H22
---------------	--	--	---	---	------------------------	------------------------	-------	-------	-----

施策の方向 ②ーイ 生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心などの、豊かな人間性を育成する教育の推進に努めます。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権教育全体計画の整備 人権教育研修会の実施 人権教育副読本の活用による指導の充実	人権教育主任研修会 38校 新採・転採研修会 24名 人権教育副読本の活用 38校	研修会参加 38校 副読本活用 38校	研修会参加 37校 資料集活用 37校	教育委員会	学校教育課	H22
人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権啓発標語募集・活用	年1回	応募数 1,923点 11作品活用	7-9月に募集 10月に審査 12月に入選作品発表 広報紙、垂幕、啓発物資等で広報	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を法定定員の4人増員 ・相談しやすい環境整備	・小学校で人権の花運動を実施する。 ・中学校で人権講話を行う。 ・中学校人権作文コンテスト応募の推奨 ・子どもの人権ポスター原画コンテスト応募の推奨	人権の花5校 人権講話4校	人権の花5校 人権講話4校	人権の花5校 中央小・石川小・津田小・池ノ森小・さつきが丘小  人権講話4校 東中・北犬飼中・加蘇中・北押原中	市民部	人権推進課	H22
平和行政の推進	「世界の恒久平和を達成するため努力する」という平和都市宣言を執行するため必要な事業を行う。	市内の中学生を広島で行われる平和記念式典に派遣し、戦争の悲惨さと平和の尊さを認識させる。	広島派遣事業の実施、広報・報告書等での周知	広島派遣事業の実施、広報・報告書等での周知	広島派遣事業の実施、広報・報告書等での周知	広島派遣事業の実施、広報・報告書等での周知	総務部	総務課	H23

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ②-ウ 学校における人権教育を推進するために、これまでに構築された体制を充実させ、研究指定校等での先導的、実践的な研究、各種資料の作成等により、人権に関する指導内容や方法の改善に努めます。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行うと共に、研究指定校の実践的な研究による人権教育の一層の推進を図る。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。研究指定校の指導訪問を通して学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実。	人権教育主任研修会 新採・転採研修会 人権教育指導資料集の作成 研究指定校指導訪問	人権教育主任研修会 38校 新採・転採研修会 資料集の作成 小学校用	人権教育主任研修会 38校 新採・転採研修会 資料集完成	人権教育主任研修会 37校 新採・転採研修会 資料集完成 研究指定校指導訪問 年間5回	教育委員会	学校教育課	H24
---------------	--	--	--	--	---------------------------------------	--	-------	-------	-----

施策の方向 ②-エ 学校教育や家庭教育、地域社会とのかかわりによって人権を尊重する態度が育まれるという認識のもと、学校と家庭、地域社会の連携により人権教育を推進します。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行うと共に、研究指定校の実践的な研究による人権教育の一層の推進を図る。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。研究指定校における保護者、地域を対象とした人権講演会の開催。	人権啓発紙の発行 人権に視点をあてた授業の充実 人権講演会	啓発紙の発行	学校便り 啓発紙の発行 38校	学校便り、啓発紙の発行 37校 人権講演会 年間2回	教育委員会	学校教育課	H24
---------------	--	--	-------------------------------------	--------	-----------------------	-------------------------------------	-------	-------	-----

### 第3章 1-3 家庭

施策の方向 ③-ア 一人ひとりの人権を大切に家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家庭や住みよい社会づくりに関する情報の提供に努めます。

家庭教育学級の充実	近年、児童虐待の増加や暴力行為、不登校といった子どもの問題が深刻化している。こうした背景に、子どもの接し方や教育の仕方がわからない親の増加など、家庭教育力の低下があげられている。家庭教育の振興のために、児童生徒の保護者が家庭教育に関する知識、技能を身につける学習活動を活発にする。	鹿沼市家庭教育振興会に委託して家庭教育学級の開設運営を行うほか、家庭教育講演会の開催、父親の学級等を開催する。	・家庭教育学級の開級数	開級数45以上	開級数47	開級数45以上	教育委員会	生涯学習課	H22
人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権啓発標語募集・活用 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	年1回 随時啓発講座実施	応募数 1,923点 11作品活用 随時	7-9月に募集 10月に審査 12月に入選 作品発表 広報紙、垂幕、啓発物資等で広報 随時啓発講座実施	市民部	人権推進課	H22
食育の推進	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	様々な関係機関と連携を図り、食だけでなく、食を通じた健康づくりについて総合的な食育の推進を図っていく。また、子どもから大人まで体験を通して理解を深められるよう推進する。	食生活改善推進員活動回数	「食育」を知っている人の割合 93%	「食育」を知っている人の割合 94%	「食育」を知っている人の割合 95%	保健福祉部	健康課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

施策の方向 ③ーイ 家庭での養育力や教育力の向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業を推進します。

家庭教育学級の充実【再掲】	近年、児童虐待の増加や暴力行為、不登校といった子どもの問題が深刻化している。こうした背景に、子どもの接し方や教育の仕方がわからない親の増加など、家庭教育力の低下があげられている。家庭教育の振興のために、児童生徒の保護者が家庭教育に関する知識、技能を身につける学習活動を活発にする。	鹿沼市家庭教育振興会に委託して家庭教育学級の開設運営を行うほか、家庭教育講演会の開催、父親の学級等を開催する。	・親学習プログラムの開催	開催校数20校以上	開催校数21校	開催校数20校以上	教育委員会	生涯学習課	H22
---------------	--	---	--------------	-----------	---------	-----------	-------	-------	-----

施策の方向 ③ーウ 家族がお互いの人権を尊重しながら、従来からの固定的役割分担意識にとらわれることなく、互いに協力し支えあって生活できるよう人権意識の啓発に努めます。

男女平等意識の定着【再掲】	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する。 ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	・セミナー開催回数及び参加人数、満足度	・開催回数 年6回 参加者各回60名以上 満足度85%以上	年6回開催参加者 第1回85名 第2回70名 第3回102名 第4回58名 第5回69名 第6回40名 満足度各回85%以上	・開催回数 年6回 参加者各回60名以上 満足度85%以上	市民部	人権推進課	H22
男女平等意識の定着【再掲】	○政策・方針決定過程への女性参画促進 ○女性の社会参画及び男女の地域活動への共同参画促進 ○団体活動における女性リーダーの育成 ○女性団体の育成、活動支援及びネットワークづくりの推進	○女性リーダー育成研修会の開催及び海外研修へ1名以上派遣する。 ○審議会及び各種委員会に女性委員を推薦する。平成23年度までに女性委員の割合を30パーセントへ ○女性団体育成のための活動支援及びネットワークづくりのための連絡調整	地域セッションの開催	開催回数 5回	開催回数 5回	開催回数 1回	市民部	人権推進課	H22
人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権啓発標語募集・活用 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	年1回  随時啓発講座実施	応募数 1,923点 11作品活用 随時	7-9月に募集 10月に審査 12月に入選 作品発表 広報紙、垂幕、啓発物資等で広報	市民部	人権推進課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
<p>施策の方向 ③-エ 家庭内での子ども、高齢者、障害者等に対する虐待や女性への暴力に関する相談・支援体制の充実を図ります。</p>									
人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	・女性相談の実施	随時	相談件数 1月末現在 88件	随時	市民部	人権推進課	H22
児童虐待防止対策（家庭相談員報酬）【再掲】	家庭における適切な児童保育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務の強化を図る。	家庭相談員を福祉事務所に配置し、家庭訪問や相談指導業務を実施する。	家庭相談員による適切な相談の実施	相談の実施	約3,600件	約4,000件	保健福祉部	子ども支援課	H22
緊急一時避難対応室運用事業	虐待・身元不明等により緊急一時避難が必要となった高齢者を保護し、安全に生活できる場を確保することを目的とする。	養護老人ホーム千寿荘の指定管理者である鹿沼市社会福祉協議会に委託	被虐待高齢者の一時保護の居室の設置	1室	1室	1室	保健福祉部	高齢福祉課	H22
包括的支援事業	・地域住民の心身の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。 ・地域における高齢者の理解と支え合いの体制作りを促進することを目的とする。 ・財源は、地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）として交付される。	地域包括支援センターを設置し、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を行う。 地域包括支援センターの設置 6か所 総合相談の実施 4000人 研修会等の開催 31回	・（総合相談のうち）高齢者虐待等権利擁護に関する相談 ・（研修会実施のうち）高齢者の権利擁護に関する研修会の開催	相談件数 研修開催	・相談件数 699件 ・研修会開催 1回	総合相談 虐待防止 研修開催	保健福祉部	高齢福祉課	H22
障害者の地域生活支援（相談支援：機能強化事業）	障害者福祉に関する相談支援に応じ、専門的職員を配置し相談支援機能の強化を図る。 ※障害者自立支援法に定める必須実施事業	委託により実施する。 委託先：社会福祉法人希望の家（プラウ）	相談件数	相談件数	5,257件	相談件数 5,000件以上	保健福祉部	障害福祉課	H22
障害者の地域生活支援（相談支援事業）【再掲】	障害者福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行なう。 ※障害者自立支援法に定める必須実施事業	常勤の相談支援専門員（非常勤特別職員）を配置すると共に課職員を含めたOJTの実施により対応職員の資質を向上を図り適切な相談支援を行う。	相談に関する苦情件数の減少	苦情件数 0件	苦情件数 0件	相談に関する苦情件数の減少 （苦情件数3件以内）	保健福祉部	障害福祉課	H22

人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

### 第3章 1-4 地域社会

施策の方向 ④ーア 市民一人ひとりが生涯にわたって人権に関する多様な学習が受けられるよう、学習機会の充実に努めます。

人権問題の学習【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題としてとらえ、地域・学校などあらゆる場において人権教育人権啓発を展開する。	毎年3地区を指定し公民館・中学校で人権教育に関する講演会を開催する。	地域ぐるみ人権講座開催	6回	6回	廃止	教育委員会	生涯学習課	H23
-------------	---	------------------------------------	-------------	----	----	----	-------	-------	-----

施策の方向 ④ーイ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、身近な課題や参加型学習を取り上げるなど、学習意欲を高めるような学習内容及び方法の工夫改善に努めます。

人権問題の学習【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題としてとらえ、地域・学校などあらゆる場において人権教育人権啓発を展開する。	毎年3地区を指定し公民館・中学校で人権教育に関する講演会を開催する。	地域ぐるみ人権講座開催	6回	6回	廃止	教育委員会	生涯学習課	H23
-------------	---	------------------------------------	-------------	----	----	----	-------	-------	-----

施策の方向 ④ーウ 地域社会において、効果的な人権教育・啓発活動を推進していくために指導者の養成に努めます。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・民生委員・児童委員への人権研修補助 ・人権擁護委員候補者の推薦	年1回 随時推薦	年1回 4人	年1回 7人	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を法定定員の4人増員 ・相談しやすい環境整備	人権擁護委員の研修	年1回	年2回実施	年3回	市民部	人権推進課	H23

施策の方向 ④ーエ 人権問題を正しく認識するための情報提供を行うとともに、視聴覚教材及び各種資料の整備、活用を図ります。

施策の方向 ④ーオ 学校及び家庭との連携に努め、人権教育・啓発の推進を図ります。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	人権啓発紙の発行 人権に視点をあてた授業の充実	啓発紙の発行	学校便り、啓発紙の発行 38校	学校便り、啓発紙の発行 37校	教育委員会	学校教育課	H22
---------------	--	--	----------------------------	--------	--------------------	--------------------	-------	-------	-----

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

### 第3章 1-5 企業・職場

施策の方向 ⑤ーア 企業の経営者、人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神を身につけるように関係機関等との協力のもと啓発事業・研修会等の開催を支援します。

雇用対策 (雇用促進団体との連携・支援) 【再掲】	・雇用関係団体との綿密な情報交換や事業連携、及び団体支援を行い、雇用状況の把握と雇用環境の整備、充実を図る。 ・失業者を対象とした、雇用対策を実施する。	・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運営支援を行う。 ・ふるさと雇用・緊急雇用創出事業を活用した、雇用対策を実施する。	・雇用団体との連携・支援  (国等からの通知・パンフレット等を送付している)	公正採用選考人権啓発推進員研修の参加を周知	ホームページ掲載	広報・HP等による周知	経済部	産業振興課	H23
---------------------------------	---	---	--	-----------------------	----------	-------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑤ーイ すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、公正な採用選考など企業に対する人権教育・啓発に努めます。

雇用対策 (雇用促進団体との連携・支援) 【再掲】	・雇用関係団体との綿密な情報交換や事業連携、及び団体支援を行い、雇用状況の把握と雇用環境の整備、充実を図る。 ・失業者を対象とした、雇用対策を実施する。	・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運営支援を行う。 ・ふるさと雇用・緊急雇用創出事業を活用した、雇用対策を実施する。	・雇用団体との連携・支援  (国等からの通知・パンフレット等を送付している)	雇用団体等との情報交換4 雇用団地との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業11 緊急雇用創出事業47	雇用団体等との情報交換12 雇用団地との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業11 緊急雇用創出事業47	雇用団体との情報交換4 雇用団体との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業14 緊急雇用創出事業47	経済部	産業振興課	H22
---------------------------------	---	---	--	--	---	---	-----	-------	-----

施策の方向 ⑤ーウ 企業等に対し職場内研修教材としてパンフレット等の配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。また、研修実施推進のため講師紹介等の支援に努めます。

雇用対策 (雇用促進団体との連携・支援) 【再掲】	・雇用関係団体との綿密な情報交換や事業連携、及び団体支援を行い、雇用状況の把握と雇用環境の整備、充実を図る。 ・失業者を対象とした、雇用対策を実施する。	・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運営支援を行う。 ・ふるさと雇用・緊急雇用創出事業を活用した、雇用対策を実施する。	・雇用団体との連携・支援  (国等からの通知・パンフレット等を送付している)	雇用団体等との情報交換4 雇用団地との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業11 緊急雇用創出事業47	雇用団体等との情報交換12 雇用団地との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業11	雇用団体との情報交換4 雇用団体との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業14 緊急雇用創出事業47	経済部	産業振興課	H22
---------------------------------	---	---	--	--	---	---	-----	-------	-----

施策の方向 ⑤ーエ 就労の機会均等や雇用の安定を図るため、また、職場における労働問題の解消のために関係機関との連携を密にし、労働相談に関する支援体制の充実に努めます。

雇用対策 (雇用促進団体との連携・支援) 【再掲】	・雇用関係団体との綿密な情報交換や事業連携、及び団体支援を行い、雇用状況の把握と雇用環境の整備、充実を図る。 ・失業者を対象とした、雇用対策を実施する。	・ハローワーク等との情報交換やインターンシップの実施、鹿沼地区雇用協会への団体運営支援を行う。 ・ふるさと雇用・緊急雇用創出事業を活用した、雇用対策を実施する。	・雇用団体との連携・支援  (国等からの通知・パンフレット等を送付している)	雇用団体等との情報交換4 雇用団地との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業11 緊急雇用創出事業47	雇用団体等との情報交換12 雇用団地との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業11 緊急雇用創出事業47	雇用団体との情報交換4 雇用団体との連携・支援3 ふるさと雇用再生特別事業14 緊急雇用創出事業47	経済部	産業振興課	H22
---------------------------------	---	---	--	--	---	---	-----	-------	-----

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

### 第3章 2-1 市職員

① 今後も、より高い人権意識の醸成を目指すため、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、職員一人ひとりが業務を行なう上で人権尊重の視点に配慮し、主体的な行動が取れるよう、充実した研修を行なっていきます。

職員の人材育成・研修	市民に信頼され、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各種研修により職員を育成する。	栃木県市町村研修協議会、上都賀ブロック職員研修連絡協議会及び市単独で開催する各種研修に職員を参加させる。	研修受講アンケートにおける研修理解度	研修理解度 90%以上	研修理解度 94.7%	研修理解度 90%以上	総務部	人事課	H22
個人情報保護	個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報に関する開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止を求める市民の権利を保障することにより、平穏な市民生活を保持し公正で民主的な市政の実現を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。	各部等からの個人情報の取扱いに関する相談に対し、適切な指導をする。また、個人情報の開示請求に対し、受付をし、適正な決定ができるよう協議、助言等を行う。	職員向けに個人情報の保護に関する説明会（研修会）を開催する。	職員向け説明会（研修会）の開催	説明会（研修会）1回開催	説明会（研修会）1回開催	総務部	総務課	H23

### 第3章 2-2 教職員・社会教育関係者

② 教職員が様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神に徹して、子どもたちに対して正しく人権教育を実施できるよう、関係機関などと連携した計画的、継続的な研修の場の整備を図ります。

また、社会教育関係職員は、社会での指導者として、様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、指導力や人権意識の向上を図り、人権問題の解決に資することができるよう、社会教育関係職員研修の充実に努めます。

学校人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	組織的・計画的な人権教育推進のための全体計画の整備。人権教育研修会の実施と学校において使用する指導資料集の充実。	全体計画の整備 38校 校内研修の実施 38校 資料活用 38校	全体計画の整備 38校 校内現職教育の研修 38校 資料活用 38校	研修会参加 38校 資料集活用 38校	研修会参加 37校 資料集活用 37校	教育委員会	学校教育課	H22
南部地区会館事業の推進【再掲】	市民の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を身近な問題として捉え、地域・学校などあらゆる場において人権教育・人権啓発を展開する。	南部地区会館において人権教育指導者専門講座、人権学習総合講座、町別人権学習会、交流事業（女性の集い、生きがいの集い等）、ウエルフェア in かぬまを開催する。	・人権教育指導者専門講座参加人数および意識変革度	参加者25名以上意識変革度70%	参加者27名意識変革度95%	参加者25名以上意識変革度70%	教育委員会	生涯学習課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

### 第3章 2-3 医療・保健・福祉関係者

施策の方向 ③ 市関係の医療保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、民間関係機関の積極的な人権研修の取り組みを支援します。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権啓発講座の実施	随時啓発講座実施	なし	随時啓発講座実施	市民部	人権推進課	H22
職員の人材育成・研修【再掲】	市民に信頼され、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各種研修により職員を育成する。	栃木県市町村研修協議会、上都賀ブロック職員研修連絡協議会及び市単独で開催する各種研修に職員を参加させる。	市職員の医療保健福祉関係者（保健師等）においては一般事務職員と一緒に研修を受講し、研修受講アンケートにおける研修理解度	研修理解度90%以上	研修理解度94.7%	研修理解度90%以上	総務部	人事課	H23
民生委員・児童委員活動の支援	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会が地区民協と連携して、民生児童委員及び主任児童委員の人格及び識見の向上のために行う、会員の知識及び技術の習得に努める活動を支援、また、市の実施する福祉事業への協力を促進することで、地域福祉及び社会福祉の増進を図る。 さらに3年に1度の一斉改選についてもスムーズな業務進行及び定数確保を図る。	各種研修会及び部会の実施支援、総会理事会等の会務運営の指導支援	活動を支援するための研修会を開催	活動を支援するための研修会を開催	研修会参加人数209人	研修会参加人数209人	保健福祉部	厚生課	H22

### 第3章 2-4 消防職員

施策の方向 ④ 消防職員は消火活動、救急救命活動、水難救助活動などの職務を担い、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、各地区の消防団員を含め、人権に配慮した任務の遂行が行なえるよう研修の充実に努めます。

救急救命士の養成・研修	高度な救命処置を行うことができる救急救命士を計画的に養成することにより、地域一人ひとりに平等な救命処置を提供するため。	救急・救助体制高度化推進計画に基づき、対象となる消防吏員の中から派遣者を決定し、救急救命研修所に派遣して、救急救命士の国家資格を取得させる。	救急救命士養成人員2人	救急救命士養成人員2人	救急救命士養成人員2人	救急救命士養成人員1人	消防署	救急管理課	H23
消防職員の人材育成・研修	複雑多様化する各種災害への確実に対応するため、専門的かつ高度なスキルを身につけた消防職員を養成する。	消防職員研修計画に基づき、消防大学校や消防学校などの研修機関へ職員を派遣する。	消防学校及び消防大学校への派遣人数	消防学校及び消防大学校への派遣人数：20人	消防学校及び消防大学校への派遣人数：20人	消防学校及び消防大学校への派遣人数：20人	消防本部	消防総務課	H23
職員の人材育成・研修【再掲】	市民に信頼され、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各種研修により職員を育成する。	市単独で開催する各種研修に職員を参加させる。	研修受講アンケートにおける研修理解度	22年度は未実施	22年度は未実施	研修理解度90%以上	総務部	人事課	H23



人権推進課

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

### 第3章 2-5 マスメディア関係者

施策の方向 ⑤ マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行なうよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施。 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	・講演会等の開催について周知、報道依頼の実施	随時実施	なし	随時実施	市民部	人権推進課	H22
------------------	--	---	------------------------	------	----	------	-----	-------	-----

### 第4章 1 女性・相談支援

施策の方向 ① 女性への人権侵害に関する相談機関の所在の周知を図ることや、婦人相談所やパーティ相談室（とちぎ男女共同参画センター）などの機関と連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。

人権を尊重する意識の定着【再掲】	○男女相互の理解、協調と個人を尊重する意識の啓発 ○ドメスティック・バイオレンス等、暴力の根絶のための啓発及び相談業務 ○セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発	○性別による役割分担意識の減少化や、男女が互いの人権を尊重する意識づくりのための地域学習会、講演会等を開催する。参加者数120名以上で実施 ○啓発物資を配布しながらDV根絶及びセクシャル・ハラスメントの防止についての周知啓発活動を、1回実施する。	・相談体制の充実 ・関係機関との連携 ・支援体制の充実	随時実施	他機関との連携16件	随時実施	市民部	人権推進課	H22
人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権啓発専門委員による相談	1日2件 月12日勤務	活動件数302件 2月末現在	相談件数300件以上	市民部	人権推進課	H23
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を法定定員の4人増員 ・相談しやすい環境整備	・人権擁護委員による人権相談開設  ・人権擁護委員研修会の実施	月1回開設  年1回	月1回開設 相談件数9件  年2回実施	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設  年3回	市民部	人権推進課	H22
母子家庭自立支援（婦人相談員報酬）	要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ必要な指導を行い、これに付随する業務を行う。	婦人相談員兼母子自立支援員を福祉事務所に配置し、母子福祉資金貸付事業（県）の受付、就業支援、相談指導業務を実施する。	婦人相談員兼母子自立支援員による相談	相談の実施	相談件数：606件	相談件数：約600件	保健福祉部	こども支援課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第4章 2 子ども・相談支援

② 児童虐待に関する通告、相談は児童相談所または福祉事務所となっていますが、早期発見、早期対応が重要であるため、家庭相談員など関係機関職員の研修への参加による資質の向上を図るとともに、児童虐待防止ネットワーク部会との連携により、相談・支援体制の充実を図ります。

また、学校などでのいじめの問題についても、学校はもとより、教育研究所の相談体制の充実を図ります。

教育相談の充実	各種相談事業の実施により、教育的支援を要する児童生徒及び保護者に対して適切な支援の在り方について助言する。相談の内容については、保護者の同意を得て学校との連携を図り、児童生徒の適応支援を行う。	教育相談専門員による教育相談室での来室相談（就学相談、教育相談）、学校への巡回相談、家庭訪問など各種相談事業を充実させる。また医療との連携を図る。	教育相談専門員による教育相談室での来室相談（就学相談、教育相談） 学校への巡回相談 家庭訪問など各種相談事業の充実 医療との連携	相談件数 300件  医療相談件数 6件	相談件数 481件  医療相談件数 6件	相談件数 400件  医療相談件数 6件	教育委員会	学校教育課	H22
人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権啓発専門委員による相談	1日2件 月12日勤務	相談件数 302件	相談件数 300件以上	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を法定定員の4人増員 ・相談しやすい環境整備	・小学校で人権の花運動を実施する。 ・中学校で人権講話を行う。	人権の花運動実施5校  人権講話実施4校	人権の花運動実施5校  人権講話実施4校	人権の花5校 中央小・石川小・津田小・池ノ森小・さつきが丘小  人権講話4校 東中・北犬飼中・加蘇中・北押原中	市民部	人権推進課	H22
児童虐待防止対策（家庭相談員報酬）【再掲】	家庭における適切な児童保育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務の強化を図る。	家庭相談員を福祉事務所に配置し、家庭訪問や相談指導業務を実施する。	鹿沼要保護児童対策ネットワーク会議開催  相談の実施	会議開催  相談の実施	鹿沼要保護児童対策ネットワーク会議開催4回 (H22からは、実務者会議も開催) 相談 約3,600件	会議4回開催  相談件数：約4,000件	保健福祉部	こども支援課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第4章 3 高齢者等・相談支援

施策の方向 ③ 高齢者や障害を持つ方に対する相談・支援体制の充実を図るため、民生委員・児童委員をはじめ、鹿沼市福祉事務所、法務局などの関係機関との連携の強化を図ります。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会を開催</li> <li>・街頭人権啓発活動の実施</li> <li>・「人権を考える市民のつどい」の実施</li> </ul>	・人権啓発専門委員による相談	1日2件 月12日勤務	相談件数 302件	相談件数 300件以上	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校で人権の花運動</li> <li>・中学校で人権講話</li> <li>・人権擁護委員研修会</li> <li>・人権相談</li> <li>・人権擁護委員を法定定員の4人増員</li> <li>・相談しやすい環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員による人権相談開設</li> <li>・人権擁護委員研修会の実施</li> </ul>	月1回開設  年1回	月1回開設 相談件数9件  年2回実施	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設  年3回	市民部	人権推進課	H22
包括的支援事業【再掲】	地域住民の心身の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域における高齢者の理解と支え合いの体制作りを促進することを目的とする。財源は、地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）として交付される。	地域包括支援センターを設置し、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を行う。 地域包括支援センターの設置 6か所 総合相談の実施 4000人 研修会等の開催 31回	・（総合相談のうち）高齢者虐待等権利擁護に関する相談 ・（研修会実施のうち）高齢者の権利擁護に関する研修会の開催	相談件数 研修会開催	・相談件数 699件 ・研修会開催 1回	総合相談 虐待防止 研修開催	保健福祉部	高齢福祉課	H22
障害者の地域生活支援（相談支援事業）【再掲】	障害者福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行なう。 ※障害者自立支援法に定める必須実施事業	常勤の相談支援専門員（非常勤特別職員）を配置すると共に課職員を含めたOJTの実施により対応職員の資質を向上を図り適切な相談支援を行う。	相談に関する苦情件数の減少	苦情件数 0件	苦情件数 0件	相談に関する苦情件数の減少 （苦情件数3件以内）	保健福祉部	障害福祉課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第4章 4 同和問題・相談支援

④ 基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関や団体との連携により同和問題に対する相談・支援体制を強化するとともに、複合的な問題を抱えている人に対し、各部門連携による相談、支援体制の充実を図ります。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会を開催</li> <li>・街頭人権啓発活動の実施</li> <li>・「人権を考える市民のつどい」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発専門委員による相談</li> </ul>	1日2件 月12日勤務	相談件数 302件	相談件数 300件以上	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校で人権の花運動</li> <li>・中学校で人権講話</li> <li>・人権擁護委員研修会</li> <li>・人権相談</li> <li>・人権擁護委員を法定定員の4人増員</li> <li>・相談しやすい環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員による人権相談開設</li> <li>・人権擁護委員研修会の実施</li> </ul>	月1回開設  年1回	月1回開設 相談件数9件  年2回実施	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設  年3回	市民部	人権推進課	H22
隣保館事業の推進【再掲】	地域住民の困りごと、悩みについての相談に応じ、助言、指導、調整、紹介により速やかな問題の解決を図ると共に、高齢者ふれあい事業などを通して地域に根ざした隣保館活動を展開し、地域住民の人権問題の解決に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員、生活相談員の資質の向上</li> <li>・友愛・訪問活動の実施</li> <li>・高齢者ふれあい事業の実施</li> </ul>	相談業務の充実 高齢者ふれあい事業の充実	相談40件以上 参加者延360人以上	相談件数56件 参加者554人	相談60件以上 参加者延600人以上	保健福祉部	厚生課	H22

事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	平成22年度活動指標目標	平成22年度活動指標実績	平成23-24年度活動指標	部	課	掲載年度
-----	-------	-------	----------------------	--------------	--------------	---------------	---	---	------

## 第4章 5 外国人やH I V感染者等・相談支援

⑤ 外国人やHIV感染者等をはじめ、インターネットによる人権侵害を受けた方など、様々な人権侵害を受けた方に対する相談・支援体制を図るため、それぞれの関係機関との連携を図り、その充実に努め、安心して暮らせる明るい社会の実現を図ります。

人権問題の学習【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題解決のための啓発活動や人権教育を推進する。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・「人権を考える市民のつどい」の実施	・人権啓発専門委員会による相談	1日2件 月12日勤務	相談件数 302件	相談件数 300件以上	市民部	人権推進課	H22
人権擁護活動の推進【再掲】	・宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・小学校で人権の花運動 ・中学校で人権講話 ・人権擁護委員研修会 ・人権相談 ・人権擁護委員を法定定員の4人増員 ・相談しやすい環境整備	・人権擁護委員会による人権相談開設  ・人権擁護委員研修会の実施	月1回開設  年1回	月1回開設 相談件数9件  年2回実施	毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設  年3回	市民部	人権推進課	H22
国際交流事業の推進【再掲】	国際感覚豊かな子どもの育成 外国籍市民との交流の促進と多文化共生の地域づくりの推進 AD市・GF市との青少年交流事業の発展充実 鉄嶺市との市民訪問団の相互派遣の継続 国際交流協会の活動支援 日本語ボランティアの育成とボランティア紹介体制の拡充	海外からの訪問者の受入 国際交流協会への活動支援 日本語指導ボランティアの育成・協力 日本語教室・各種講座・国際交流イベント等の運営 外国人支援員を配置し、行政文書の翻訳や外国人相談等を実施する	相談件数	相談件数72件	相談件数96件	相談件数120件以上	総務部	企画課	H22